

**産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会
事業再構築小委員会
早期事業再生検討ワーキンググループ**

中間整理

令和7年12月26日

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

早期事業再生法案提出の背景

(背景)

- 日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べて**120兆円以上増加**。原材料高・人手不足等を受け、2024年の**倒産件数は11年ぶりに1万件超**。債務負担が収益性向上の事業活動の足かせとなって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業が更に増加するおそれ。
- 経済的に窮境に陥るおそれがある事業者が**早期での事業再生に取り組み**、事業価値の毀損や技術・人材の散逸を回避できる制度基盤を整備し、**経済の新陳代謝機能を強化**しておくことが重要。

(現行の債務整理手続の課題)

- 法的整理は、その利用の公告がなされ、**商取引債権も含めた全債権が債務整理の対象**となるため、**事業価値や収益性への毀損の影響が大きくなりやすい**。
- 公告がなされず商取引への影響を抑制しやすい**私的整理**においても、**全対象債権者の同意が必要**とされることは**事業再生の更なる円滑化**に向けた課題。



経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）及び裁判所の認可により、金融債務に限定※1して、当該事業者の債務の権利関係の調整を行うことができる手続を整備※2。

※1 金融債権以外の商取引債権や労働債権等は入らない。

※2 欧州各国では、倒産手続とは別に、**倒産状態前において裁判所の認可の下で債権者の多数決により債務整理を行う制度**が存在するが、日本には存在しなかった。

早期事業再生法の成立に至る経緯（2021年以降）

- **2021年6月18日 成長戦略実行計画**において、「私的整理による事業再生を円滑化するため、債権者保護に配慮しつつ、私的整理の利便性の拡大に向けた法制面の検討を図る。」と記され、事業再生の環境整備が政府全体として検討を要する課題として位置づけ。
- **2022年6月7日 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画**においても、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。」とされた。
- **2022年10月～11月** 2022年10月から11月にかけて3回にわたり、**内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局**において、法学者、実務家や産業界の有識者からなる「**新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会**」（神田秀樹分科会長）が開催された。
- **2024年6月～2025年2月** 上記分科会を引き継ぎ、2024年6月、**経済産業省**において、有識者からなる「**事業再構築小委員会**」（神田秀樹委員長）を産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会の下に設置し、制度の具体化に向けて議論。2025年2月18日、検討結果をまとめた「**小委員会報告書－早期での事業再生の円滑化に向けて－**」が公表された。
- **2025年3月～6月** 2025年3月4日、報告書の内容を踏まえた「**円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案**」が閣議決定され、第217回通常国会に提出。本法案は、衆議院において、経済産業委員会で5月23日、28日に審議され、5月30日に本会議で可決。次いで参議院において、6月5日に経済産業委員会で審議され、6月6日、本会議で可決・成立。**6月13日、公布**された。

※ 本法は、**公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行**される予定。

早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年5月28日、衆・経済産業委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、**従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要**であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその**従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る**よう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とともに、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、認可後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 **確認調査員の選任については**、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は**事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること**。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。
- 七 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないよう、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。

早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、**従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要**であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によって**その従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る**よう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、その効力の発生後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 **確認調査員の選任について**は、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は**事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること**。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されがないよう、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。
- 七 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。

国会審議における条文修正

※赤字が修正部分

(目的)

第1条 この法律は、…(略)…、当該事業者が**その事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で**経営資源を有効に活用してその事業活動を活性化できるようにすることが重要であることに鑑み、…(略)…、もって当該事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とする。

(早期事業再生計画)

第14条 (略)

2 (略)

3 早期事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

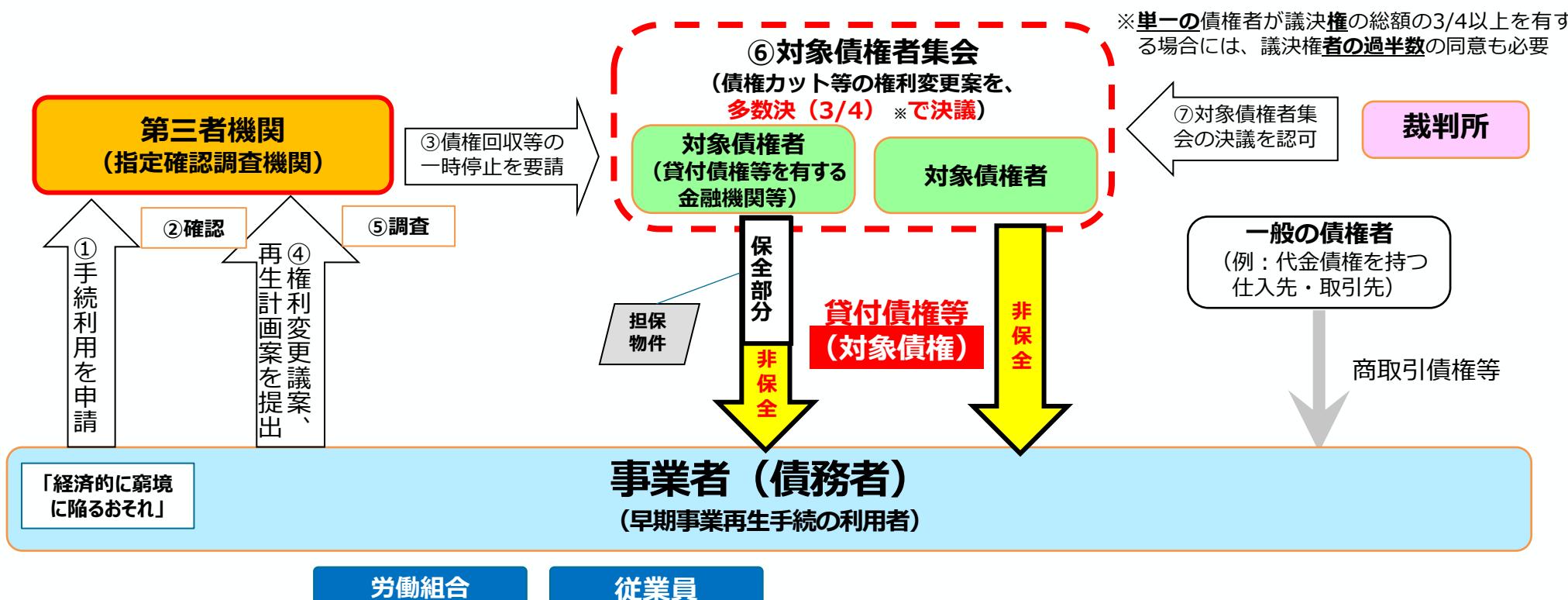
六 確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項（**当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるものを含む。**）

七 (略)

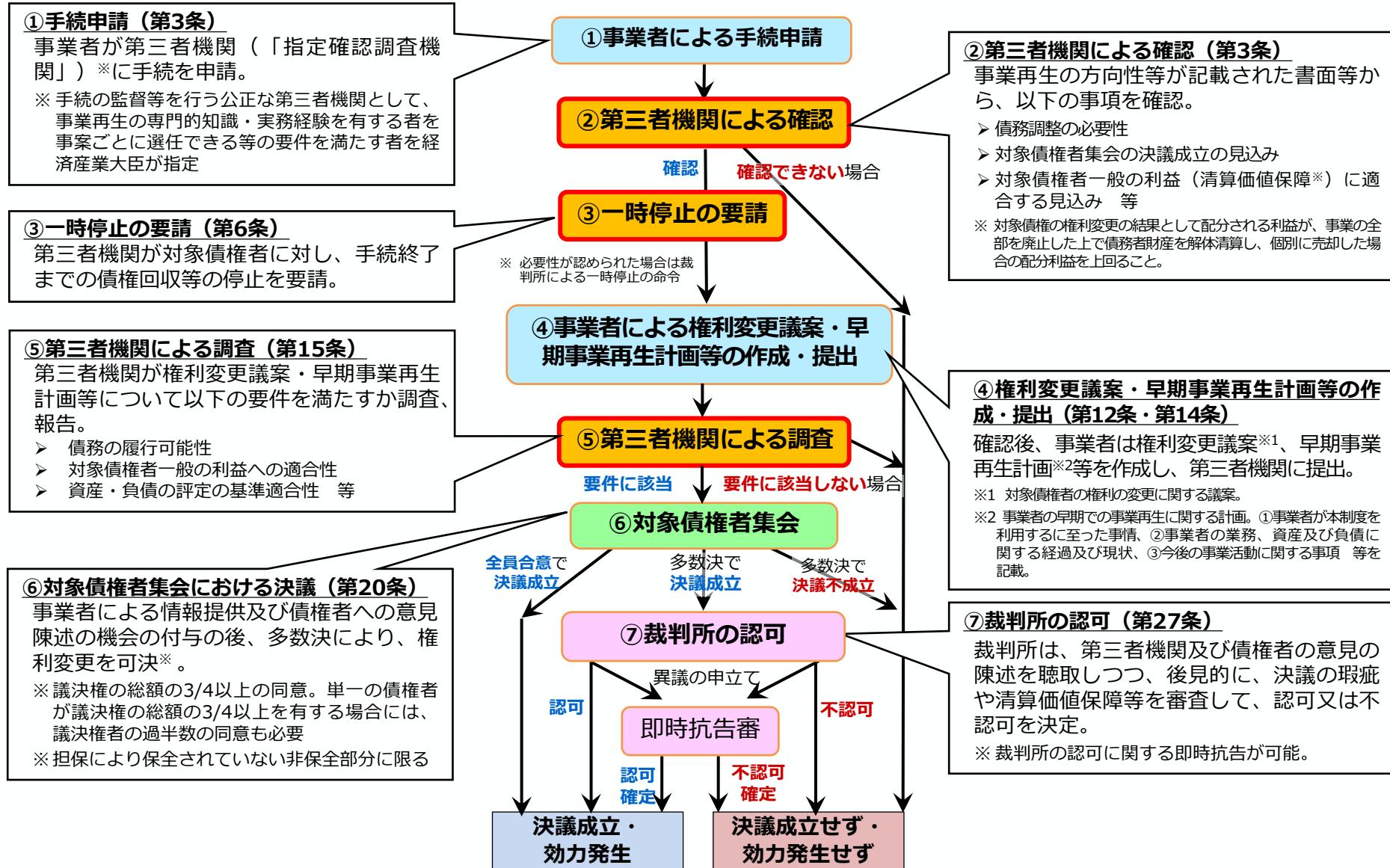
4 (略)

早期事業再生法のポイントとメリット

- **事業者（債務者）**が利用を申請し、適正な手続となるよう**第三者機関（指定確認調査機関）**が確認、調査。
- **対象債権者**の3/4（金額ベース）の多数決で権利を変更（リスクカット）し、**裁判所**が認可。必要に応じて**労働組合**との協議が必要。
- **対象債権は金融債権に限られ**、商取引債権等は含まれない。金融債権のうち、**担保権による保全部分は権利変更の対象外**。
- (民事再生等の) 法的整理手続とも、(事業再生ADR等の) 私的整理手続とも異なる**「第三の手続」**として、以下のメリット。
 - ・ 経済的窮境（倒産状態）に陥る前の段階で利用可能。対象債権が**金融機関等の金融債権に限定**。手続は**非公表**。
⇒ 「倒産」と扱われず、事業の毀損リスクが低い。
 - ・ 対象債権者**全員の同意を必要とせず、反対債権者があっても多数決により権利変更できる**。



早期事業再生法の手続の概要



審議会（早期事業再生検討ワーキンググループ）における検討

- 2025年9月、早期事業再生法の施行に向けて、**産業構造審議会** 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会の下に、新たに「**早期事業再生検討ワーキンググループ**」（「WG」）を設置し、事業再生に携わる実務家を中心に制度の詳細や運用について議論を行うこととされた。
- WGは、2025年10月から12月にかけて3回開催。
 - **2025年10月3日 第1回WG**（対象債権者集会に至る手続、第三者機関の指定要件 等）
 - **2025年11月10日 第2回WG**（対象債権・対象債権者の範囲、一時停止要請の対象・効果 等）
 - **2025年12月19日 第3回WG**（第2回WG継続論点、中間整理取りまとめ）
- 今後のスケジュール（現時点での想定）は以下のとおり。
 - 2026年1月以降、**第4回以降のWGにおいて、関係団体が参加の上で中間整理について審議予定。**
 - その後、**最終取りまとめ**の上で、**省令案等についてパブリックコメント実施**予定。
 - 2026年12月中旬までに、省令・告示を公布、Q&Aを公表予定。

早期事業再生検討ワーキンググループ委員構成

座長	山本 和彦	中央大学法務研究科教授	<オブザーバー> 金融庁監督局
委員	鐘ヶ江 洋祐	長島・大野・常松法律事務所弁護士	法務省民事局
委員	菅野 百合	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士	
委員	杉本 純子	日本大学法学部教授	
委員	中村 吉伸	株式会社KPMG FAS 執行役員パートナー	
委員	山崎 良太	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士	
委員	四十山 千代子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士	

検討中の論点（全体像）

- 第1回～第3回WGで、**制度の詳細や運用に関する論点**について検討。全体像は以下のとおり。

項目	主要な論点
1.手続に関与する主体について	
①対象となる事業者	本制度の利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」
②対象債権者	対象債権者・対象債権の範囲
③指定確認調査機関	第三者機関の指定要件、確認調査員に求める知識・経験等
2.早期事業再生法の手続について	
①手続開始時の確認	第三者機関による確認の基準（主要債権者(1/5以上)の異議の有無等）
②一時停止要請	一時停止要請の対象、効果（支払停止等の該当性、預金拘束）
③弁済禁止とその例外	弁済禁止の例外とすべき場合（①利息、②担保付債権の保全部分、③先行する私的整理におけるプレDIPファイナンス）
④対象債権者会議	第1回（利用申請後）・第2回（計画案等の提出後）の対象債権者会議の手続
⑤従業員から協力を得るための措置	労働組合等への通知、協議手続
⑥資産評定	資産評定基準（評価方法・評価時点）、議決権額算定との関係
⑦権利変更議案・早期事業再生計画	提出期限、指定確認調査機関の調査内容、グループ会社の取扱い等
⑧対象債権者集会までの手続	招集のタイミング、議決権行使書面の記載事項等
⑨議決権の額の算定	議決権の額の評価時点、評価方法
3.早期事業再生法における特例（手続中の資金繰り確保、社債の権利変更の円滑化のための措置）	
①プレDIPファイナンス	法的倒産手続に移行した場合の、プレDIPファイナンスの優先性
②社債の減額	社債を減額する社債権者集会決議における裁判所認可の後押し

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等の範囲、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」について（法第3条）

- 本法成立時の附帯決議において、早期事業再生手続の「**利用要件**を確認する際の運用における留意点を整理し、**周知・広報**を行うこととされている。
- 利用要件である「経済的に窮境に陥るおそれ」の具体的な内容について、以下の理由から、他の事業再生手続と同様に**法令上で明確化はしないもの**の、Q&Aで**一例として「2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合」と示してはどうか。**
 - ① 「経済的に窮境に陥るおそれ」は、倒産前の早期での事業再生を促進する制度趣旨から、**民事再生法上**の「**経済的に窮境にある**」状態の前段階といえる。この点、現行の実務では、抜本的な再生計画案の策定には相応の期間を要する（現に、早期事業再生法の手続は1年以上を要することも想定される）ことから、「1年」では短いと考えられる。一方、「**3年**」では見通しに**不透明性**が高まること。
 - ② **ドイツの類似制度**では倒産前手続の開始要件である「差し迫った支払不能」を判断する期間につき、原則として**今後24か月間**（ただし、個別の案件に応じて24か月より長い又は短い場合も考えられる）と示されており、他国の制度と比べても乖離するものではないこと。
 - ③ 他の事業再生手続と同様に**法令上で明確化**することは、個別の事例により状況が異なることから適切でなく、**Q&Aとすることが個別事情を踏まえて柔軟かつ迅速**に対応できること。
- また、「2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合」に加えて、「**低収益又は赤字が継続し、将来的に元本償還ができなくなるおそれがある場合**」についても下記のように例示してはどうか。
- さらに、**特に制度の利用が検討できると考えられる者**について、下記のように例を示してはどうか。

【Q&Aで明確化】「経済的に窮境に陥るおそれ」について

「**経済的に窮境に陥るおそれ**」への該当性としては、事業者の経理や金融機関のリスク管理等において、事業・財務の状況が**下記のいずれかに該当**すると判断される場合が挙げられる（※あくまで一例）。

- **2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合**
- **低い収益**又は**赤字の状態**が継続しており、**将来的に元本償還ができなくなるおそれがある場合**（例えば、**収益からは金利を支払うことが難しい**又は**収益からかろうじて金利を支払える状況が継続している場合**や収益のほかに**資産を切り崩して金利支払いや元本償還を実施している場合**等）
なお、「**経済的に窮境に陥るおそれ**」のある者のうち、以下の者については**将来的な収益の確保・改善を実現する蓋然性が高い**ことから、**特に制度の利用の検討ができる者**と考えられる。※ただし、以下に該当しない場合であっても、「**経済的に窮境に陥るおそれ**」のある場合には、制度の利用が可能であることに留意が必要である。
- **成長余地のある事業を有する**ものの、低い収益又は赤字の状態が長期間継続しており、**当該事業への投資ができない状態**にある場合
- **一時的な要因**によって急激に業績が**悪化**したものの、**将来的には収益の改善が見込まれる**場合
- **相応の営業キャッシュフローを計上する**事業を有するものの、**全体としては低い収益又は赤字の状態が長期間継続**している場合

(参考) 附帯決議、ドイツにおける類似制度の例

○早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）（抜粋）

六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないよう、指定確認調査機関が**本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。**

○ドイツの「企業の安定化及び再建の枠組みに関する法律（StaRUG）」

- ドイツでは、2021年、**倒産状態の処理としてではなく、多数決で特定の債務の整理を行える手続**として、「企業の安定化及び再建の枠組みに関する法律（StaRUG）」が制定された。
- 手続開始要件である「**差し迫った支払不能**」を判断する期間は、原則として**今後24か月間（※）が基準**となる。

※ドイツ連邦議会 議会資料第19/24181号（2020年11月9日）（仮訳）

新たに設けられる§18第2項第2文により、「差し迫った支払不能」については、通常24か月の予測期間を基準とすることが定められます。この規定により、「差し迫った支払不能」の予測期間の長さに関する不確実性が解消されます。現在、予測期間については、**数か月から3年まで、あるいは最も遅い債権の満期日までといった様々な期間が提案されています**。予測期間が長くなるほど予測の信頼性は低下し、主流の見解では現時点では当該事業年度およびその翌事業年度を予測期間とすることが多いです。将来の出来事ほど予測の確実性が低くなることから、通常基準とする予測期間はあまり長くしそぎない方がよいと考えられます。事業年度に連動させる方法は計画上は合理的ですが、それによって予測期間にはばらつきが生じます。たとえば、現行の事業年度とその翌年度を基準にすると、時期によって予測期間が12か月強から24か月弱まで幅が出てしまいます。このような予測期間の長さの違いは説得力に欠けるため、**通常の場合は24か月と明確に定められることになりました**。ただし、この予測期間は「通常の場合」に適用され、**個別のケースではより短い、または長い期間を基準とすることもあり得ます**。これにより、債務者やその事業の特殊性にも対応できるようにしています。

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者
 - (a) 「貸付債権等」の範囲
 - (b) 「金融機関等」の範囲
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

「対象債権」の定義（金融機関等、貸付債権等の範囲）

- 早期事業再生法に基づき**権利変更の対象となる「対象債権」とは、「金融機関等」が有する、確認事業者に対する「貸付債権等」**（+利息、遅延損害金・違約金）（法第2条第1～3項）。
- この趣旨は、①「**金融機関等**」はいわゆる「**プロ債権者**」であり、その有する**金融債権は商取引債権と差異**があること、②事業再生の慣行として、2000年代より20数年を経て、**私的整理により金融機関等の金融債権のみを減免して事業再生を図る一定の規範意識が形成**されつつあること、等を踏まえたもの。
- 「**金融機関等**」及び「**貸付債権等**」の定義の一部は**省令に委任**されているところ、その詳細は国会審議をはじめ**法律制定時の趣旨**を踏まえて検討していく。

◎早期事業再生法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「**金融機関等**」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関
- 二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行
- 三 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合
- 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人
- 五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
- 六 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会**その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等**（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）
- 七 前各号に掲げる者のほか、**金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者**
- 八 地方公共団体
- 九 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社**その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者**

2 この法律において「**貸付債権等**」とは、貸付債権**その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの**（前項第九号に掲げる者が有するものにあっては、同項第一号から第八号までに掲げる者が有していたものを同項第九号に掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。）をいう。

3 この法律において「**対象債権**」とは、次条第一項の確認を受けた事業者（以下「**確認事業者**」という。）に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。

- 一 **当該確認後の利息の請求権**
- 二 **当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権**

4 この法律において「**対象債権者**」とは、対象債権を有する者であって、次条第七項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者をいう。

(参考)「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書 – 早期での事業再生の円滑化に向けて –」(2025年2月18日)

第2部 各論（新たな制度の方向性）

(2) 対象債権

① 対象となる範囲

本制度で権利変更の対象となる債権については、**金融機関等**が有する**金融債権**に限定する。具体的には、以下の者が有する金融債権とすることが考えられる。

- ・預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行
- ・農水産業協同組合
- ・保険会社（外国保険会社等、免許特定法人を含む。）
- ・貸金業者
- ・政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等
- ・地方公共団体
- ・上記の者が有していた金融債権を譲り受けた債権回収会社その他これに準ずる経済産業省令で定める者

これは、**専門的知識に基づき与信を行う「プロ債権者」であることや、事業再生にかかる実態等**を踏まえて、対象とするものである。

加えて、債権回収会社（サービス）等の金融債権の譲受人は、**金融債権を譲り受ける際には、その信用リスクを承継して当該債権を譲り受けていることから、当該譲受人も対象に含めることとする。**

なお、こうした者については、現行の事業再生ADRにおいて、対象債権者として一定割合含まれている点にも留意することが必要である。

他方で、例えば、事業者のオーナーやその関連企業からの融資については、経営責任の一環として対象として含めるなど、金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの適否についての論点が存在する。

この点、(ア) **金融機関等はいわゆる「プロ債権者」であり、その有する金融債権は商取引債権と差異**があること、(イ) **事業再生の慣行として、2000年代より20数年を経て、私的整理により金融債権のみを減免して事業再生を図る一定の規範意識が形成されつつあること**等を踏まえ、本制度は憲法違反とならないとされているところであり、金融機関等に該当しない事業者のオーナーによる融資等の金融機関等以外による融資にも対象を拡大することは、本制度の正当性の観点から問題があると考えられる。

また、個別案件に応じて対象債権を柔軟に選択可能とした場合、債権者の予見可能性が下がることや、入口段階で手続の対象となるかの争いが生じ得ることなどから、制度の安定性を損なう可能性があり、対象債権は金融機関等が有する金融債権に限定することが適当である。

(参考) 国会会議録

令和7年5月28日、衆・経済産業委員会（抜粋）

○福森 和歌子議員

金融債権が重要であるということも、そして公告がなされなければ商取引への影響を抑制しやすいということも分かるんですが、事業を再生するということでは、私は商取引債権をどうするかということもすごく大事だと思っておりまして、その辺りについての見解をお聞かせください。

○藤木政府参考人

（前略）一般論として申し上げますと、なるべく早い段階で、**債権債務、特に金融債権の整理を行う**ことがその後の再生の可能性を高めるというところでございまして、今回の法案がそうした早期での事業再生の円滑化につながるものということを期待しているところでございます。

一方で、まさに委員おっしゃるようにケース・バイ・ケースでありますと、金融債権債務だけを調整すればそれで再生がなされるというケースもございますし、一方で、例えば金融債務に比して取引債権の割合が非常に大きいようなケース、こういうケースにおいては、やはり主要な取引先とある程度議論しないと前へ進まないというケースもあるかと思います。

この法律におきましては、その意味では、金融債権に対象を限っておりますが、それと並行する形で、法律の外の手続として、個別に商取引債権の扱いについて協議をされるということについては、これは別に禁じているわけではありませんので、まさに個々のケースごとの必要に応じてそうした対応を図っていただくということが大切ではないかと思います。

令和7年6月5日、参・経済産業委員会（抜粋）

○藤巻 健史議員

民間の金融機関も他の債権者と同じ民間企業なんですけれども、この法律では、金融機関等の持つ債権を主な対象としているということなわけですね。そうすると、民間の一部だけ、すなわち金融機関を除いたものだけがこのリスクケジュールを立てて、その同じ民間金融機関でも、金融機関だけに、その何というんですか、リスクケジュールを強制させるということは国家の権限としてできるのかどうかというのがまず最初に疑問に思ったんですけど。（後略）

○政府参考人（藤木俊光君）

審議会におきまして憲法学者の方から御意見賜ったところでございますが、この中では、まず、**倒産前の段階で金融債権に限定して減免**を行うということにつきましては、事業の維持、再生を図るということとともに、それに伴って従業員や取引先の利益にも資するという、**一種公共的利益を実現するために必要かつ合理的な手段**であるということ。

それから、**金融機関等、まさに与信の専門家が有する、専門家である**ということから、**支払不能リスクがあらかじめ織り込まれている**と、その上で、**集団的**意思決定として多数決を行うことには合理性があるということ。

また、第三者機関としてと、それから裁判所が関与して多数決の濫用の弊害を防止する制度的な仕組みが取られているということから、憲法上の問題はないというような整理がなされているところでございます。

貸付債権等の範囲（総論）（法第2条第2項）

- 法第2条第2項において、「貸付債権等」の範囲として「**貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの**」と規定されている。
- 貸付債権以外の「金融債権」であって、「**貸付債権等**」の範囲に含められるべき債権としては下記が考えられる。次頁以降において詳述。

【法において規定】

- ①貸付債権
- ②法第3条の確認後に生じる「貸付債権等」に係る利息の請求権
- ③法第3条の確認後の「貸付債権等」に係る不履行による損害賠償又は違約金の請求権



【省令において規定】

- ④私募社債
- ⑤店頭デリバティブ取引に係る債権
- ⑥ファイナンス・リースに係る債権
- ⑦求償権
- ⑧保証債務履行請求権
- ⑨手形に係る買戻請求権及び遡求権等/電子記録債権に係る買戻請求権及び電子記録保証債務の履行請求権等
- ⑩法第3条の確認前に生じた「貸付債権等」に係る利息及び「貸付債権等」に係る手数料の請求権
- ⑪法第3条の確認前に生じた不履行による損害賠償又は違約金の請求権

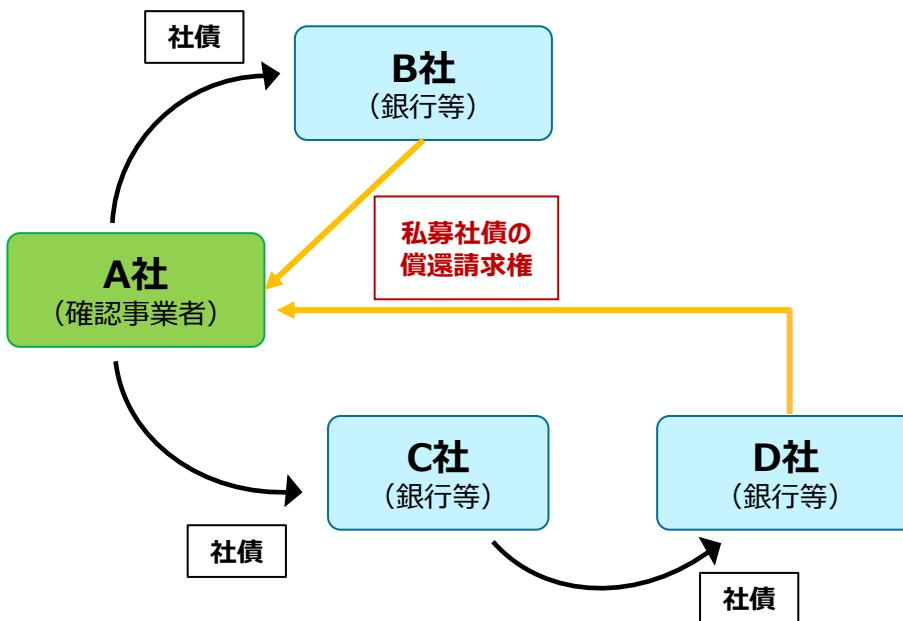


【Q&Aにおいて明確化】

実質的に「貸付債権」に該当する場合（**ファクタリング契約に基づく債権** 等）

社債（各論①）

- 社債とは、会社法の規定により会社が行う割当てにより発生する、当該会社を債務者とする金銭債権であって、会社法第676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものである。
- 以下の理由により、**私募社債**に限り「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか。※私募のコマーシャルペーパー（CP）も同様に対象とする。
 - ① 社債の性質については、**社債も金銭の消費貸借によって生じる債権であることは、通常の貸付債権（会社にとっては借入金債務）と変わりがないこと。**
 - ② ただし、公募社債については、高度の流通性があり債権者の特定が困難であることから、現行の事業再生ADR等の準則型私的整理手続では対象とされておらず、この趣旨は早期事業再生法の手続においても該当すると思われること。



◎東京大学田中亘教授「会社法（第5版）」574頁

株式会社は、社債を発行することにより、資金を調達することもできる。社債とは、会社法の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。（略）

なお、**社債も金銭の消費貸借によって生じる債権であることは、通常の貸付債権（会社にとっては借入金債務）と変わりがない**。それゆえ会社法に特別の規定がなければ、消費貸借契約や金銭債権に関する民法（商法に特則があるときは商法）の規定が適用される。

◎私募社債の定義

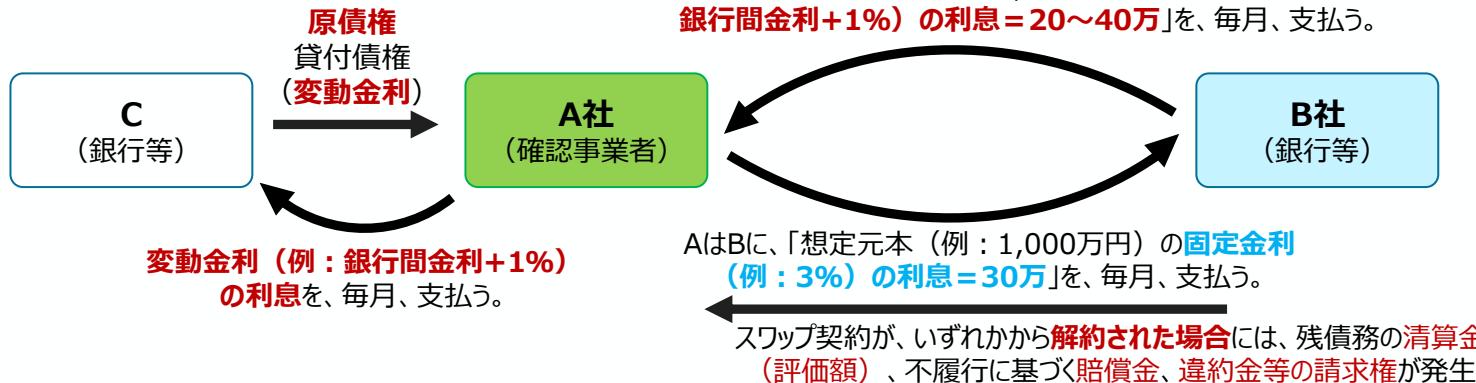
「有価証券の私募」（「取得勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの」）に該当する社債。私募の類型として、以下の3つがある（金融商品取引法第2条第3項第2号）。

- ①**適格機関投資家私募**（適格機関投資家を相手方として行う場合）
- ②**特定投資家私募**（特定投資家を相手方として行う場合）
- ③**少人数私募**（49名以下の投資家を相手方として行う場合）

店頭デリバティブ取引に係る債権（各論②）

- **デリバティブ取引**とは、基本となる契約に派生する取引で、例えば、金利等を交換する契約（**金利スワップ**）、商品や有価証券等を将来の一定の時期に予め定めた価格で取引する契約（**先渡取引、先物取引**）、有価証券等を一定の価格で売却/購入できる権利（**オプション**）、ある事業者が倒産した場合の損失を引き受ける契約（**クレジット・デフォルト・スワップ**）等。
- 一定のデリバティブ取引に係る債権は、「**貸付債権等**」に含められるべきではないか。
 - 要件：①**店頭（OTC）デリバティブ**であること（＝市場デリバティブは除く）、②手続終了までに（確認前も含む）**解約されたこと**、③**取引の対象が金融商品又は差金決済される商品（原油等）であること**（＝金融商品以外の商品の引渡しが行われるもの除外。）。
 - 債権額と、その評価の基準時：**解約時点で評価した、清算金、解約違約金等**
 - 理由は以下のとおり。
 - ① **相対取引である店頭デリバティブ取引**では、金融機関等は、**相手方の信用力が低下し債務不履行となるリスク**（カウンターパーティーリスク等）を直接に審査し、契約内容を交渉・決定していること（市場デリバティブでは、直接、リスク審査できない）。
 - ② デリバティブ契約が**解約されていない場合**には、債務者あるいは債権者が、リスクヘッジ等の観点から**自らの意思により当該契約を続ける選択をしており、その意思に反して解約・清算させる必要もないこと。**
 - ③ 金融商品以外の商品（鉄鋼等）を対象とする場合であって、当該商品の引渡しが行われることが予定されているデリバティブ取引については、商取引に近接する。

金利スワップ契約の例（イメージ図）

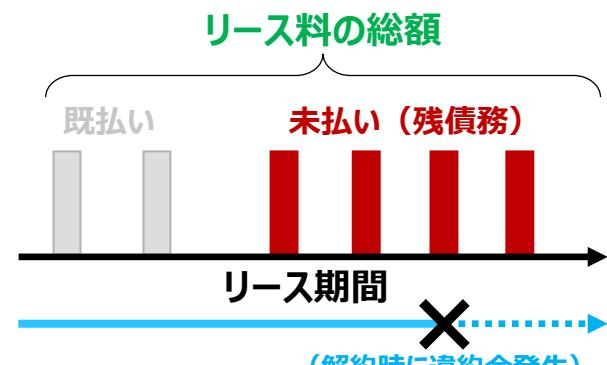
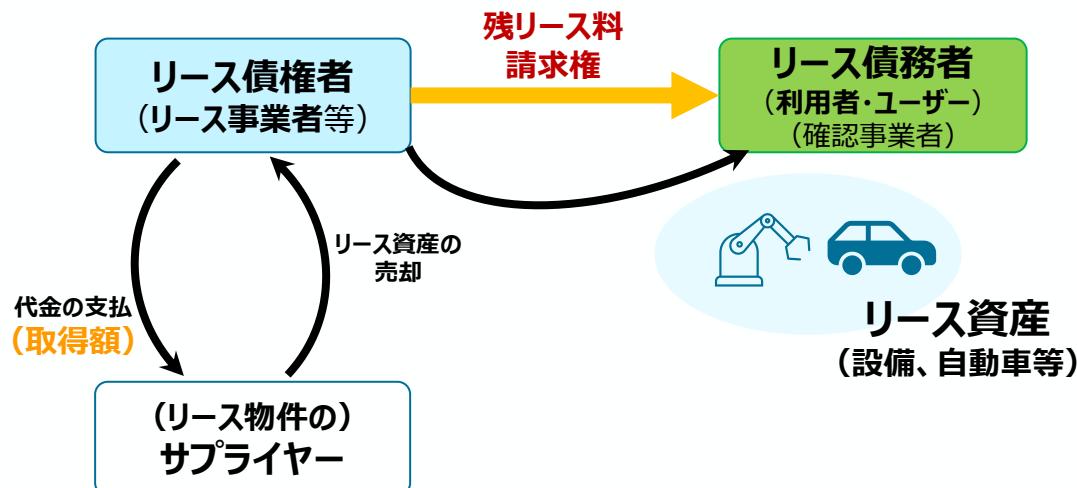


ファイナンス・リースに係る債権（各論③）

- **ファイナンス・リースに係る債権（＝残リース料請求権）** のうち**一定の要件を満たすものは**、「貸付債権等」に**含められるべき**ではないか。（∴ファイナンス・リース契約は、経済実態としては、リース・ユーザーが、リース会社からリース物件の購入資金の融資を受け、リース料の形で分割弁済するもの。このように、ユーザーに対して**金融上の便宜を付与するもの**と解されているため。）
- 具体的な**要件（＝対象債権となるファイナンス・リース契約の定義）**としては、法人税法の規定を踏まえ、以下の**①及び②を充たすもの**としてはどうか。
 - ①契約上、**中途解約できず、又はこれに準ずるもの**であること（＝中途解約禁止要件） **and**
 - ②**リース利用者が、リース資産に係る取得費用を実質的に負担**することとされていること（＝フルペイアウト要件）

※具体的には、**リース料の総額**が、**リース資産の通常要する取得額の、おおむね90%超である場合**等がこれに該当する。

ファイナンス・リースに係る債権（イメージ図）



①**中途解約禁止要件**
中途解約をすることができず、又は**解約時の違約金**（残リース料合計額のおおむね全額に相当する金額の違約金）等から「これに準ずるもの」といえること

and

②**フルペイアウト要件**
リース料の総額と、リース物件の**取得額**を比較し、「リース利用者が実質的に費用負担している」といえること

ファイナンス・リース債権に関して想定される実務

- ファイナンス・リースに係る債権を対象債権に含める場合、**対象債権者が増え、早期事業再生の可能性が高まる**ケースがある一方で、**再生手続を進める実務上の負担等も大きくなる**ケースもある。対象に含まれると、手続終了までの間、原則として弁済が禁止され、非保全部分について**権利変更の対象となる**が、以下のような対応が考えられる。

① 手続中の弁済（ファイナンス・リースに係る債権が担保付債権に該当する場合）

弁済禁止の例外（担保付債権の保全部分）として、**手続中に弁済を行う**ことが考えられる（63～66頁参照）。この場合、リース資産の担保評価が問題になり得るところ、事業再生ADRにおける実務を踏まえ、**未払リース料相当額**を負債計上し、**見合いとしてのリース資産**を「**その他償却資産**」に準じて評定することとすれば、大半のケースでは「**適正に算定された未償却残高**」によって評定され、**担保によっておおむねカバーされる**と考えられる。（「**観察可能な市場価格**」がなく、原価法による価格や収益還元法による価格を取得することも困難である場合が多いため。）

② 権利変更議案に基づく弁済（ファイナンス・リースに係る債権が少額の場合）

残リース料の非保全部分については、権利変更議案において、「**少額の対象債権**」として「**別段の定め**」を置くことが考えられる（法第13条ただし書）。

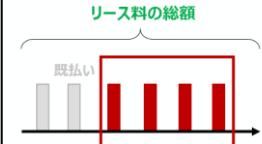
◎経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評定に関する基準（抄）

十二 その他償却資産

- イ 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。
- 観察可能な市場価格がない場合には、**原価法による価格**（再調達原価を求めた上で当該資産の取得時から評定時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価額をいう）、**収益還元法による価格**又は**適正に算定された未償却残高を合理的に算定された価額**として評定する。

- 十三 リース資産については、ファイナンスリース取引に該当する場合で、賃貸借取引に準じた処理が行われている場合に、リース債権を担保債権として取り扱う場合には、リース資産については、**未払リース料相当額**は負債として計上し、**見合いとしてのリース資産**を、**その他償却資産**に準じて評定する。

見合いとしてのリース資産	未払リース料相当額
※観察可能な市場価格がない場合、適性に算定された未償却残高等を合理的に算定された価額として評定	



(参考) ファイナンス・リースの法人税法上の扱い

○法人税法

(リース取引に係る所得の金額の計算)

第六十四条の二 内国法人がリース取引を行つた場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 (略)

3 前二項に規定する**リース取引**とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 当該賃貸借に係る契約が、**賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるもの**であること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、**当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの**であること。

4 (略)

○法人税法施行令

第一百三十一条の二 (略)

2 資産の賃貸借につき、その賃貸借期間（当該資産の賃貸借に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限る。）において**賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額**（当該資産を事業の用に供するためには要する費用の額を含む。）**のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合**には、当該資産の賃貸借は、法第六十四条の二第三項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものとされる。

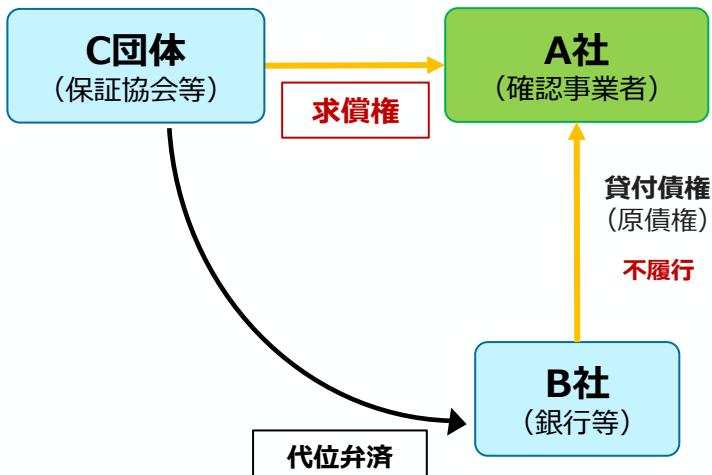
3 (略)

求償権（各論④）

- **求償権**とは、保証人等の第三者が債務者に代わり債務を弁済した場合に、**弁済者が債務者に対して取得する請求権**である。
- 以下の理由により、**求償権は原債権が「金融機関等」の有する「貸付債権等」である場合に限り「貸付債権等」の範囲に含まれるべきではないか。**

- ① 「**信用の供与**」とは、「**直接貸付だけでなく、手形裏書その他の債務保証を含む意味で用いられている**」（法令用語辞典より）。
- ② 債務を弁済した第三者は、弁済の対象が「**金融機関等**」の有する「**貸付債権等**」である場合、**弁済にあたって求償権が早期事業再生法の対象となるリスクを認識し得る（債権の譲受けの場合と実質的に類似する）**。
- ③ 代位弁済が行われた場合、求償権を取得するほか、原債権について弁済者代位できる（民法第501条）。判例によれば、弁済者代位は債権（原債権）及び担保権を代位弁済者に移転させる制度とされている。そうすると、**原債権が「貸付債権等」に該当する場合、代位行使できる権利は「貸付債権等」の性質を引き継ぐ**と考えられるところ、この場合、**求償権についても早期事業再生法における対象とするのが整合的である**。

求償権（イメージ図）



法令用語辞典（第11次改訂版）における「信用の供与」についての解説

信用は、経済用語として繰延支払いを意味し、当事者間に債権債務関係が設定されることにより成立する。一般にはこの信用を設定する行為を「信用供与」というが、法令上は、「有価証券の引受人となつた金融商品取引業者は、当該有価証券を売却する場合において…その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない」（金融商品取引法44の4）というように、**直接貸付だけでなく、手形裏書その他の債務保証を含む意味で用いられている**。銀行その他の金融機関については、法令上、原則としてその自己資本の額に一定の率を乗じた額が同一人に対する信用の供与又は出資の限度額とされており、当該限度額を「**信用供与等限度額**」と言っている（銀行法13 I等）。

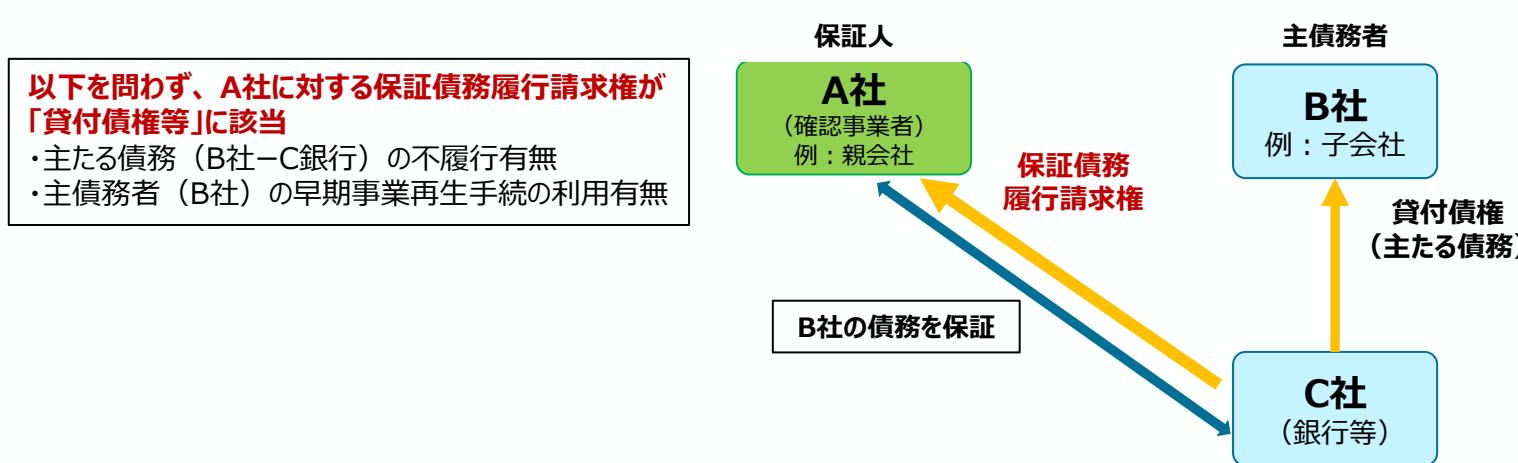
求償権と原債権の関係について言及した判例

「弁済による代位の制度は、弁済代位者が債務者に対して取得する求償権を確保するために、**法の規定により弁済によって消滅すべきはずの債権者の債務者に対する債権**（以下「**原債権**」という。）及び**その担保権を代位弁済者に移転させ、代位弁済者がその求償権の範囲内で原債権及びその担保権を行使することを認める制度**」である（最判昭和59年5月29日民集38巻7号885頁）

保証債務履行請求権（各論⑤）

- 保証債務履行請求権とは、債務保証契約に基づき、**主債務者が債務を弁済しない場合に債権者が保証人に対して保証債務の履行を請求する権利**である。典型例としては、確認事業者が子会社借入の保証人になっているケースが想定される。
- 以下の理由により、**主たる債務が「金融機関等」の有する「貸付債権等」である場合、その保証債務履行請求権は「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか**（主債務の不履行の有無及び主債務者による早期事業再生法の利用有無にかかわらず含める）。
 - 債権者は、主債務者の信用状況のみならず、**保証人が履行できるか否かも含めて、与信判断**している。
 - 保証債務の履行によって弁済者代位されるのは主たる債務であることに鑑みると、**主たる債務が早期事業再生法における対象となり得る場合に限って対象とすることが整合的**である。
 - その上で、主たる債務の不履行が無い場合であっても、**将来的に主たる債務の不履行が生じるリスク**があることを踏まえると、対象とすることが合理的である。
 - また、主債務者が早期事業再生法を利用しない場合であっても、「**貸付債権等」「金融機関等**」という本制度の対象となり得るプロ債権者としての与信であることには変わりはないため、手続の利用有無で扱いに差を設けるべきではない。

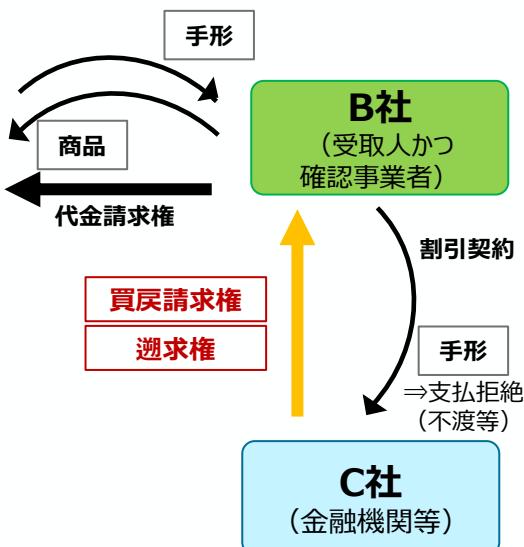
保証債務履行請求権（イメージ図）



手形割引契約に基づく買戻請求権、手形法に基づく遡求権（各論⑥）

- 手形割引契約に基づき、金融機関等は、手形債務者に不渡り等が生じた場合に、**割引依頼人に対して当該手形の買戻しを請求できる（買戻請求権）**。また、手形が不渡りとなった場合、手形の所持人は、手形法第43条に基づき、**裏書人に手形金の支払を請求することができる（遡求権）**。
- 以下の理由により、**手形割引に基づく買戻請求権は「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか**。また、手形の所持人が手形割引依頼人に対して有する**遡求権**も、実質的な性質は同様であるため、対象に含められるべきではないか。
 - 最高裁判例では、手形割引は、**割引依頼人に対する信用供与とされていること**。
 - 出資法、資金業法、銀行法においても、**手形割引を金銭の貸付けと同様に扱っていること**。

手形割引（イメージ図）



判例

- 「銀行の行う手形割引は、通常、**銀行が割引依頼人に広い意味での信用供与の手段として行っているに外ならず**、割引手形それ自体を独立の価値ある商品として買い受けることを目的とするものではない。」（最判昭和46年6月29日判時640号81頁）
- 「銀行取引において行われる**手形割引**は、割引手形の主債務者の信用が基礎にあるなどの点で、純然たる消費貸借とは性質を異にする一面を有するとはいって、**広い意味において割引依頼人に対する信用供与の手段ということができ**る。その上で、割引手形買戻請求権は、事実たる慣習及び銀行取引約款（特約）に基づいて発生するものであるとの見解をとっている。（最判昭和51年11月25日判時837号89頁）

他法における規定

◎**出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）**
第七条 第三条から前条までの規定の適用については、**手形の割引**、売渡担保その他これらに類する方法**によってする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付け**又は金銭の貸借とみなす。

◎**資金業法**

第二条 この法律において「**資金業**」とは、**金銭の貸付け**又は金銭の貸借の媒介（**手形の割引**、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「**貸付け**」という。）で業として行うものという。ただし、次に掲げるものを除く。（略）

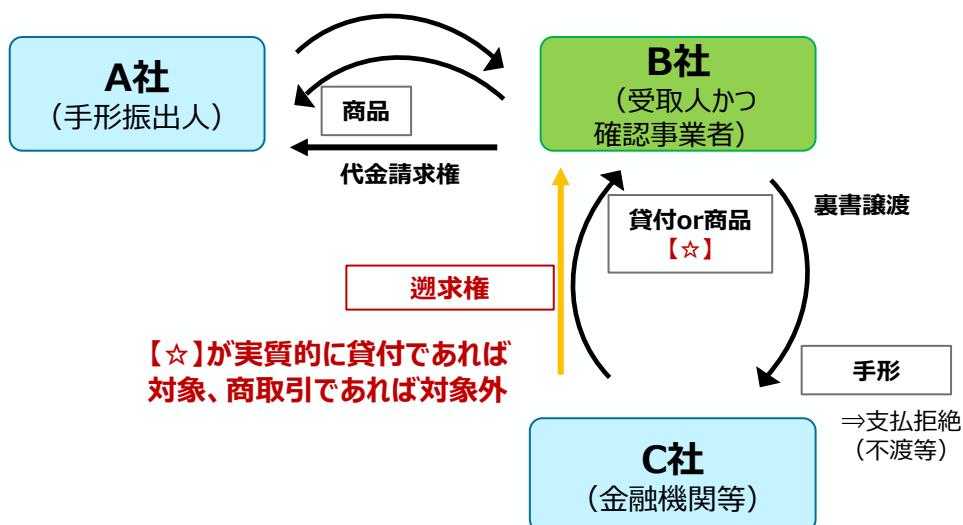
◎**銀行法**

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。
一 預金又は定期積金等の受入れ
二 資金の貸付け又は**手形の割引**
三 為替取引

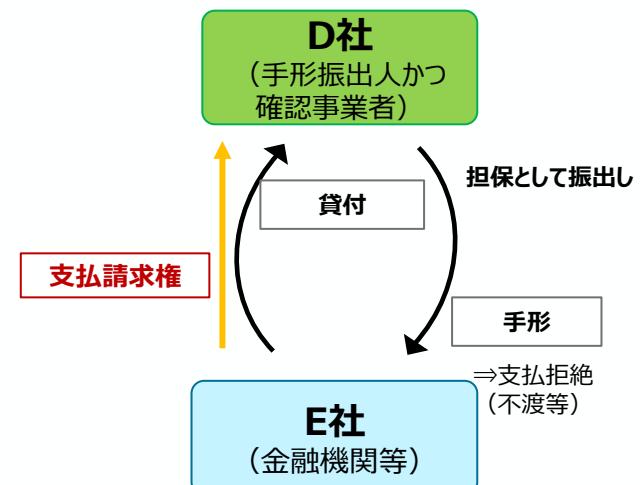
手形に係る買戻請求権・遡求権の範囲① (各論⑥)

- 手形割引を伴う場合については前頁のとおり。一方、**割引がない単純な裏書譲渡の場合**については、**貸付に伴う譲渡の場合**には**手形の遡求権も対象とし**（貸付債権を回収するための手段であるため）、**その目的が実質的な商取引の決済**であれば**対象外とすべきではないか**（商取引債権を受けたとみなせるため）。
- また、同様の整理から、**貸付に伴い手形を振り出す場合（いわゆる手形貸付）**においても、**当該手形の支払請求権を対象とすべきではないか**。

手形譲渡（イメージ図）

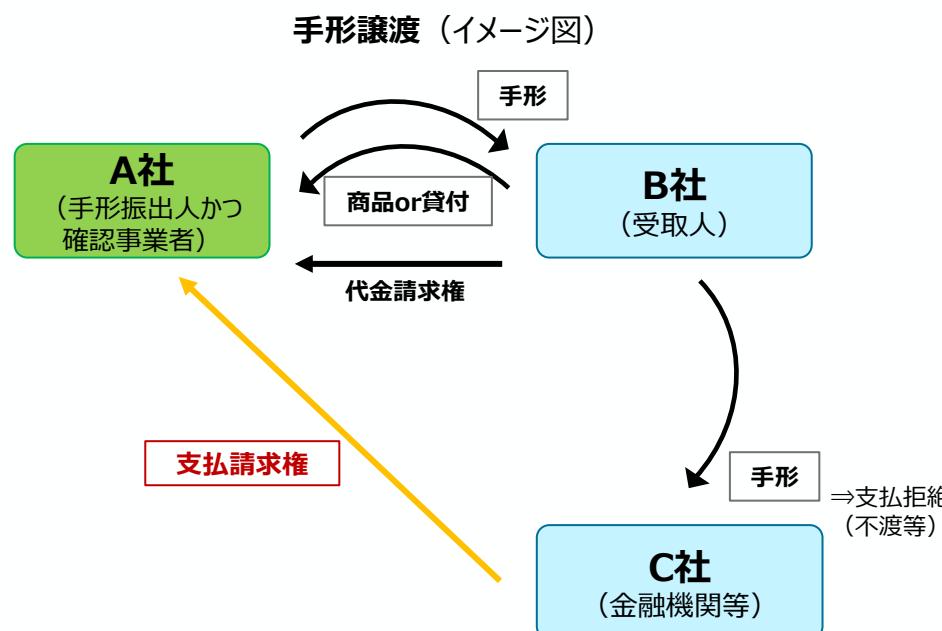


手形貸付（イメージ図）



手形に係る買戻請求権・遡求権の範囲② (各論⑥)

- 手形割引を受けた場合等における振出人（A社）に対する支払請求権については、以下の理由から対象外とすべきではないか。
 - 手形の振出が商取引のためである場合には、実質的に商取引債権であること
 - （手形の振出が商取引のためでなく、貸付の担保である場合であっても）早期事業再生法上は債務者が対象債権者を特定する必要があるところ、以下の事情から特定が困難であること
 - 手形の流通性を踏まえると、振出人（A社）が、遡求権を有する銀行（C社）を特定することが困難であること。
 - 振出人（A社）に対する支払請求権は、銀行（C社）の受取人（B社）に対する債権の保証履行請求権に類似した機能を有するものの、振出人（A社）にとっては、銀行（C社）の受取人（B社）に対する手形譲渡時の原因債権（商品or貸付の担保）の内容を知り得ない点で、保証債務履行請求権とは異なること。

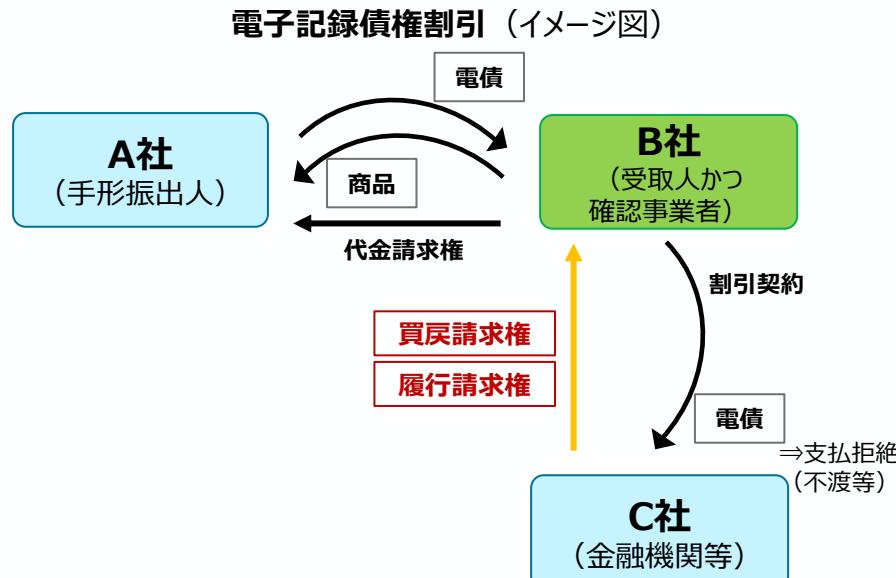


電子記録債権（でんさい等）の買戻請求権、電子記録保証（各論⑥）

- 電子記録債権は、発生原因となる法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であって、当事者の意思表示に加えて、電子債権記録機関が作成する記録原簿に記録をしなければ発生又は譲渡の効力が生じない債権である。
- 電子記録債権では、手形割引及び遡求権に相当する仕組みとして、**電子記録債権割引**及び**電子記録保証**がある。金融機関等は、割引を行った電子記録債権の債務者において支払期日に支払がなされなかった場合に、割引契約に基づき、割引依頼人に対して電子記録債権の買戻しを請求できる（**買戻請求権**）。また、電子記録債権の債権者は、支払期日に支払がなされなかった場合、**電子記録保証**※をしている譲渡人に対して保証債務の履行を請求することができる（**電子記録保証**、電子記録債権法第31条）。

※手形法の遡求義務と異なり、当然に保証債務が生じるわけではない。もともと、でんさいネット等においては、債権者がでんさいを譲渡する場合、原則として保証記録も併せて記録される仕組みとなっている。

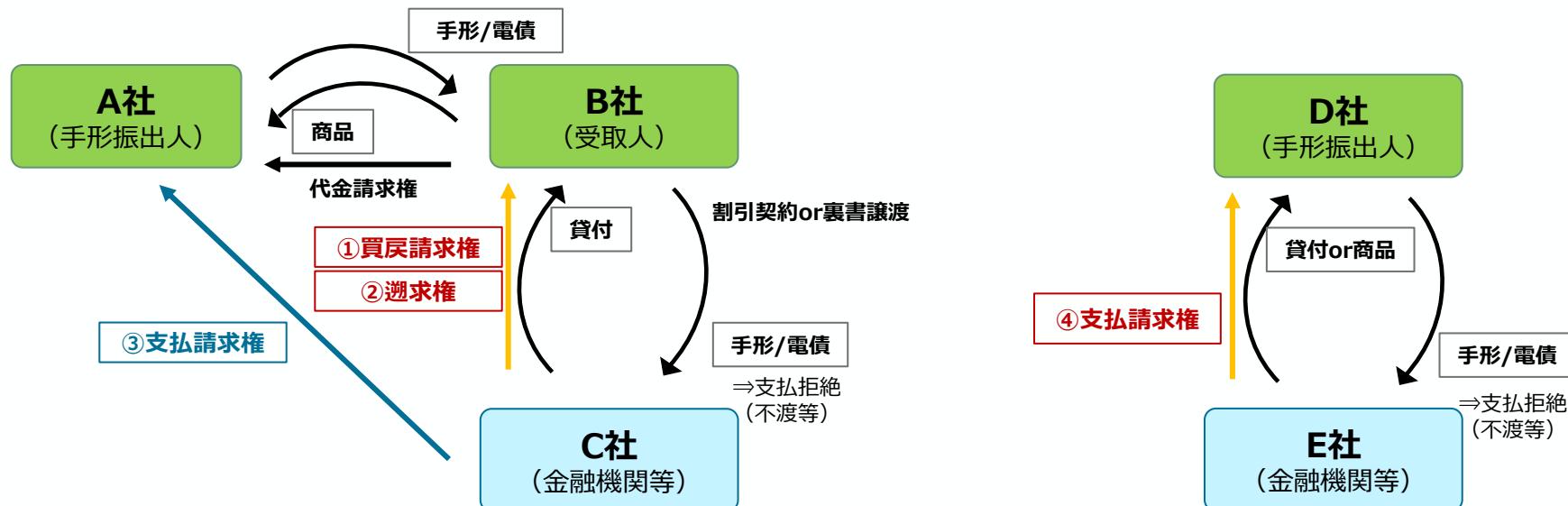
- 電子記録債権は、分割ができる点（電子記録債権法第43条以下）など手形にない機能もあり、手形と全く同様の性質を持つわけではないが、割引後の買戻請求及び電子記録保証は、基本的に手形と同様の仕組みとなっている。そのため、**電子記録債権の買戻請求権**及び**電子記録保証債務の履行請求権**は、手形割引に基づく買戻請求権及び遡求権と同様の範囲で、「**貸付債権等**」の範囲に含まれるべきではないか。



(参考) 手形、電子記録債権に係る債権の対象の整理のまとめ (各論⑥)

- 以上をまとめると、「貸付債権等」の対象に含められるべき債権は、(1) **実質的に貸付目的で手形交付 (振出・譲渡) が行われた場合における** (手形割引は一般的にこれに該当) 、(2) **手形交付の直接の当事者間の債権** (買戻請求権及び遡求権/電子記録保証債務の履行請求権等) となる。
- いずれも、金融機関等が手形を譲受する際の直接の取引相手に対する債権であるため、金融機関等が取引相手に対して信用の供与を行っており、本法の趣旨とも整合的である。

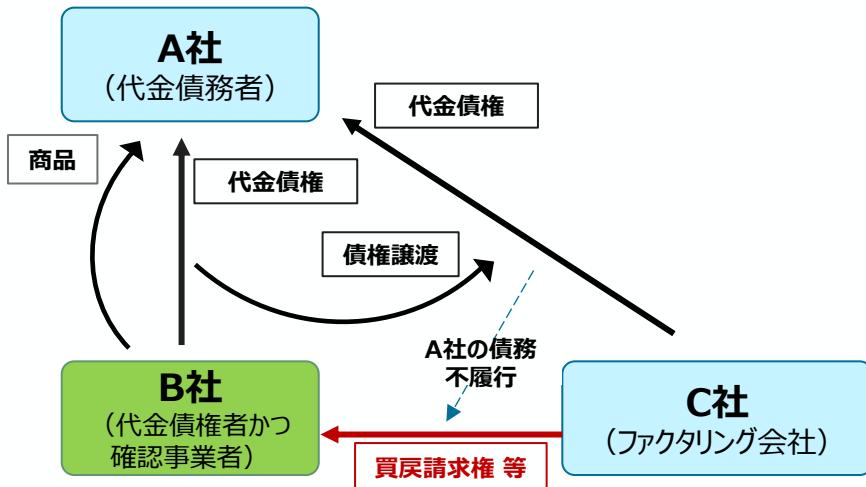
下図で、①②④は、実質的に貸付であれば対象、商取引であれば対象外。③は対象外。



ファクタリング契約に基づく債権（各論⑦）

- **ファクタリング**とは、売掛債権等を一定の手数料を徴収して買い取るサービスである。法形式的には債権譲渡契約であるが、**経済的に貸付と同様の機能を有している契約**もある（例えば、譲渡債権が不履行の場合に、譲受人に買戻請求権等が発生する契約など）。
- このような場合、早期事業再生法においても、ファクタリングに基づく債権のうち貸付と同様の機能を有しているものについては、「**貸付債権等**」に含まれる旨を、Q&Aにおいて明確化すべきではないか。
- なお、**ファクタリングが貸付と評価されるか否かは、個別の取引形態に応じて判断される**ものとされる。このため、**確認事業者**において裁判例等を踏まえて「**貸付債権**」に該当するかを判断した上で、指定確認調査機関が当該判断の妥当性を確認する（法第3条第1項第2号）ことになると考えられる。

ファクタリング（イメージ図）



◎金融庁「ファクタリングの利用に関する注意喚起」（抄）

一般に「ファクタリング」とは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の一手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約です。しかし、近時、ファクタリングを装った高金利の貸付けを行なうヤミ金融業者の存在が確認されています。また、**ファクタリングとして行われる取引であっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものは、貸金業に該当するおそれがあります。**

（略）

例えば、**譲渡した債権の回収（集金）**がファクタリング業者から売主に委託されており、売主が集金できなかった場合に、

○ 売主が債権を買い戻すこととされている

○ 売主自身の資金によりファクタリング業者に支払をしなければならないこととされている

などといったものについては、**貸金業に該当するおそれがあります**。

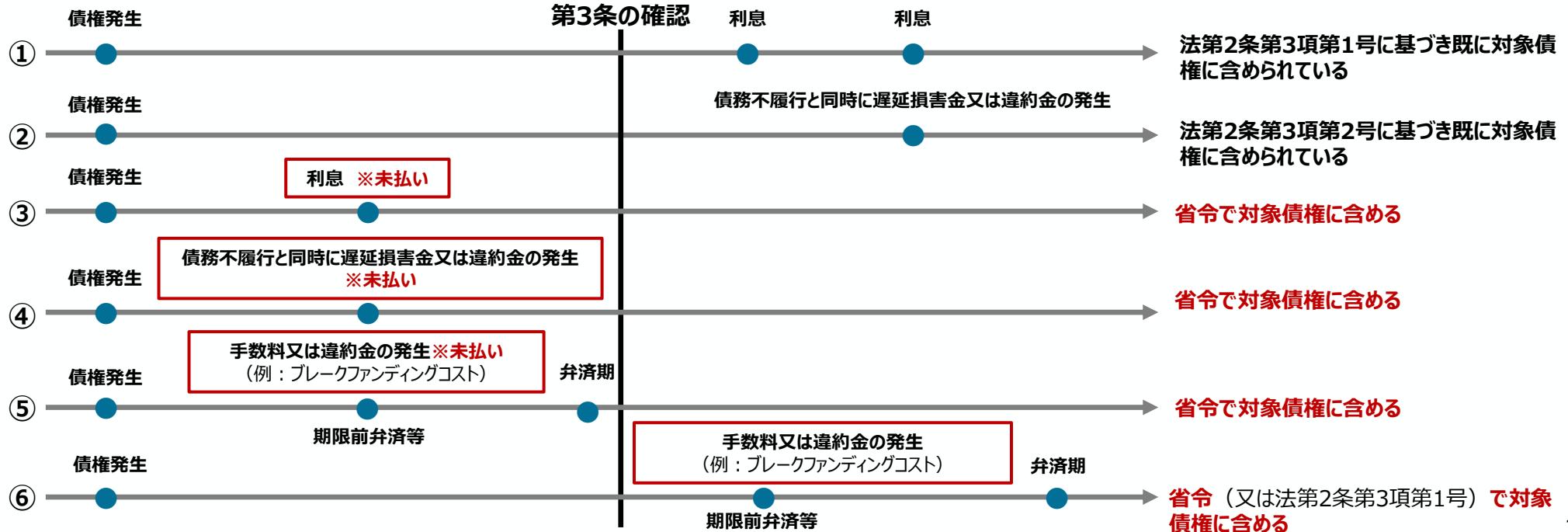
また、ファクタリングが貸金業に該当するかについては、**契約書にノンリコース（売却した売掛債権等が返済不能になても売却した事業者に返済義務は生じないこと）の規定があるかなどの形式的な要素だけでなく、経済的側面や実態に照らして判断される**ものですので、注意が必要です。

（略）

利息、遅延損害金／違約金、手数料に係る請求権（各論⑧）

- 「貸付債権等」につき法第3条の確認後の期間に対応する利息や、確認後の債務不履行により発生する遅延損害金・違約金の請求権については、法第2条第3項に基づき権利変更の対象範囲に含まれている。
- 省令では、「**貸付債権等**」につき確認前に生じた利息、遅延損害金・違約金の請求権であって、確認時点で未払いとなつるものについても、既に対象となっている請求権と性質としては同じ債権であることから**「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか。**
- また、同様の趣旨から**「貸付債権等」に伴う手数料**についても**「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか**。ここでは、**法第3条の確認前に既に発生していた手数料に限らず**、「貸付債権等」に伴う手数料であって、**確認後に発生するもの**（例えば、ブレークファンディングコスト、コミットメントライン契約の解約手数料等は手数料又は違約金に該当）**も「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか。**

利息、不履行による損害賠償又は違約金及び手数料に係る請求権（イメージ図）



0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者
 - (a) 「貸付債権等」の範囲
 - (b) 「金融機関等」の範囲
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

金融機関等の範囲について① (法第2条第1項第6号等)

- 法第2条第1項第6号においては、「金融機関等」の範囲として「**政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等**（※）」と規定されている。
(※) 特殊法人等：法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち、以下の法人。
 - ・総務省設置法（平成11年法律第91号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの（特殊法人）
 - ・特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（認可法人）
 - ・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 特殊法人等は根拠法において貸付又は債務保証が業務として規定されている場合、当該根拠法における目的を達成するために「プロ債権者」として与信先のリスクを管理しながら業務を行っている者であると考えられる。このため、**貸付又は債務保証が根拠法において位置づけられる特殊法人等は原則として「金融機関等」の範囲に含めるべきではないか。**
- さらに、「特殊法人等」の定義には当てはまらないものの、**法律の定めにより貸付又は債務保証の業務を行う法人**についても、同様に上記に該当する場合には**原則として「金融機関等」の範囲に含めるべきではないか。**

【省令において規定】

貸付又は債務保証が根拠法において位置づけられる特殊法人等及び「特殊法人等」以外の法律に定めによる業務を行う法人

※省令においては具体的な法人名を列記する形で規定する想定。

※「特殊法人等」以外の法律に定めによる業務を行う法人については、法第2条第1項第7号に基づき委任。



金融機関等の範囲について② (法第2条第1項第7号)

- 「金融機関等」の範囲として、「金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者」として経済産業省令で定める者を規定 (法第2条第1項第7号)。
- 以下の理由を踏まえ、下記の債権を扱う者も、「金融機関等」に含まれるべきではないか。
 - 「貸付債権」
 - ・ 金銭の貸付を業として行う場合、原則として貸金業法に基づく登録が必要。
 - ・ 他の法律に特別の規定がある場合は、貸金業法の登録なしに貸付を業として行うことができ、この場合には、専門的知見に基づき業として信用の供与を行う者であると整理される。
 - ・ また、貸付を行うことができる組合については、以下のように考えられる。
 - ① 組合内への貸付は、「プロ債権者」としての与信管理の上に実施されていると評価できないため、対象外とすべき。
 - ② 共済を行う組合については、与信に当たっての留意点が監督指針において掲げられていることを踏まえると、組合の内外問わず、専門的知識に基づいて貸付を行っていると考えられるため、対象とすべき。
 - 「店頭デリバティブ取引に係る債権」、「私募社債」、「ファイナンス・リースに係る債権」
 - ・ 事業再生ADRにおいて、これらを保有する者が対象債権者となった事例が存在することに加え、専門的知見に基づき、業として信用の供与を行う者であると整理される。

【省令において規定】

【貸付債権を扱う者】

- ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会（組合外の者に対する貸付債権等に限る）
- ② 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（組合外の者に対する貸付債権等に限る）
- ③ 農業協同組合連合会のうち共済を行う者
- ④ 共済水産業協同組合連合会

【店頭デリバティブ債権を扱う者】

- ① 第一種金融商品取引業者（店頭デリバティブ取引に係る債権に限る）
- ② 商品先物取引業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者（店頭デリバティブ取引に係る債権に限る）

【私募社債を扱う者】

- ① 投資事業有限責任組合（私募社債に限る）
- ② 民法上の事業組合・商法上の匿名組合（投資業務を行う者に限る）（私募社債に限る）

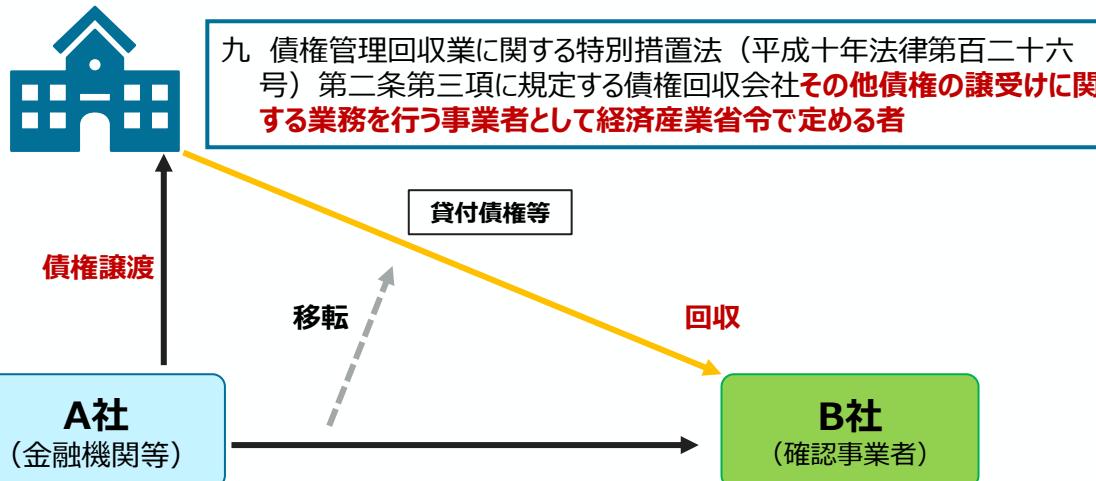
【ファイナンス・リースを扱う者】

- ① 業としてファイナンス・リースに係る債権を有する事業者（ファイナンスリースに係る債権に限る）

金融機関等の範囲について③ (法第2条第1項第9号)

- 法第2条第1項第9号においては、「金融機関等」の範囲として「債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者」と規定されている。
- この点、貸付債権等の譲渡先として想定し得るのは債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社（サービスサー）にとどまらないことから、省令において「**その業務として金融機関等（法第2条第1項第9号のものを除く。）が有していた貸付債権等を譲り受けた事業者**」といった形で、**貸付債権等を譲り受けた全ての事業者を対象とする必要があるのではないか。**
- また、第三者が貸付債権等を代位弁済した場合についても、弁済による代位の制度により、弁済によって消滅すべきはずの債権者の債務者に対する債権（原債権）及びその担保権が代位弁済者に移転する（民法第501条第1項）。この場合も、**法第2条第1項第9号の「債権の譲受け」を行う者として位置付けることが妥当ではないか。**そして、債権譲渡の場合と同様、「**その業務として金融機関等（法第2条第1項第9号のものを除く。）が有していた貸付債権等を代位弁済により取得した事業者**」といった形で、**貸付債権等を代位取得した全ての事業者を対象とすることが妥当ではないか。**
- 債権譲渡及び弁済による代位のいずれについても、上記の考え方を踏まえ、要件である「**その業務として**」については、**業務の一環として債権を譲り受け、又は代位弁済を行った場合であり、1回限りの場合も含む旨をQ&Aで示してはどうか。**

【法において規定】

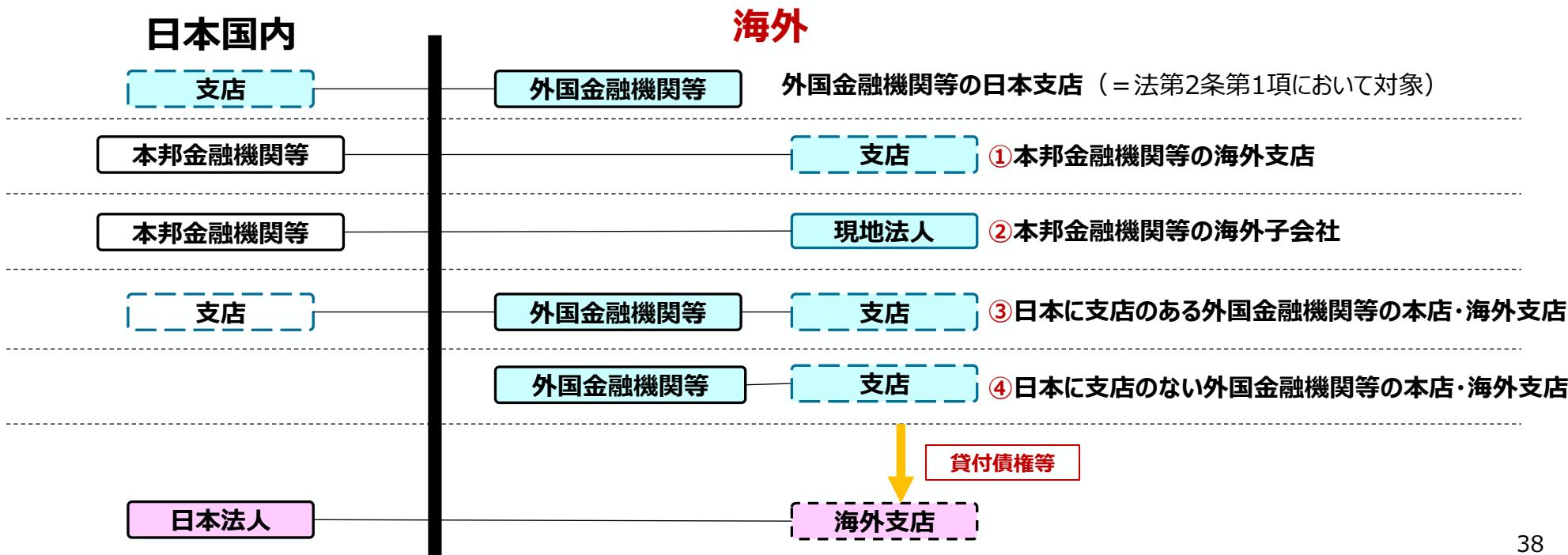


【省令において規定】

- ① **その業務として金融機関等（法第2条第1項第9号のものを除く。）が有していた**貸付債権等を譲り受けた事業者****
- ② **その業務として金融機関等（法第2条第1項第9号のものを除く。）が有していた**貸付債権等を代位弁済により取得した事業者****

金融機関等の範囲について④ (法第2条第1項第7号)

- 海外に本店ないし支店のある者の扱いについては、早期事業再生法第2条第1項により、外国銀行、外国保険会社等（以下「外国金融機関等」という。）であって、日本に支店を有する者が「金融機関等」として規定されている。
- 一方、省令以下では、①**本邦金融機関等の海外支店**、②**本邦金融機関等の海外子会社**、③**日本に支店のある外国金融機関等（本店・海外支店）**、④**日本に支店のない外国金融機関等（本店・海外支店）**について追加で検討が必要となる。
- この点につき、民事再生法においては、外国人又は外国法人については、日本法人に対して再生債権を有する場合には、日本人又は日本法人と同様に再生債権者として扱われる。これは早期事業再生法の裁判手続である非訟事件でも同様である（非訟事件手続法第16条、民事訴訟法第28条・第29条参照）。
- 早期事業再生法においても、**民事再生法等の他の手続と同様の扱いとすることが整合的**と考えられる。したがって、**外国の法令において早期事業再生法における「金融機関等」に相当する者**（上記①～④の全て）は対象とすることとしてはどうか。



(参考) 民事再生法における海外債権者の扱いについて (館内他「民事再生の運用指針」より)

民事再生法は、いわゆる相互主義ではなく内外人平等主義を採用しており、**外国人又は外国法人は、日本の再生手続に関し、日本人又は日本法人と同一の地位を有している**（民再3条）。したがって、外国人又は外国法人が再生債権を有する場合には、日本人又は日本法人と同様に日本の再生手続において再生債権者として扱われる。

(略)

海外支店を対象に含める場合に関連する論点として、海外の債権者が債務者の海外における財産に対する強制執行を行う可能性があることから、**再生手続に伴う財産の拘束が在外に及ぶか**といった点が議論になりうる。この点、**民事再生法第38条第1項**は再生手続が開始された後に債務者及び裁判所が選任する管財人・保全管理人は、国内の財産に限定されず、在外資産に及ぶものと規定しており、いわゆる「**属地主義**」ではなく「**普及主義**」を採用している。

他方で、日本法で「普及主義」を採用したとしても、国内の再生手続の法的効力が当然に在外に及ぶものではなく、外国において日本の再生手続の承認援助手続を執らなければ、日本で開始された再生手続開始の効力や保全命令等の効力が在外資産に及ばない可能性が高い。

なお、全ての国において外国の再生手続の承認援助が存在しているわけではなく、これが存在しない場合には当該国において必要な手続の申し立てが必要になる。

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

指定確認調査機関の指定要件について（法第46条）

- 指定確認調査機関に対しては、事業再生ADRにおける特定認証紛争解決事業者に求められる水準以上の業務が遂行されるように指定要件や業務規程の内容、確認調査員の要件を定めることとしてはどうか。
- 経済産業大臣による指定確認調査機関の指定要件としては、業務の公正さを確保する等の観点から、事業再生ADRにおける特定認証紛争解決事業者に係る規定も踏まえ、下記のように省令において規定してはどうか。

指定確認調査機関の指定要件（法第46条第1項）

【法において規定】

- ① 法人であること。
- ② 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- ③ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑等に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ④ 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。
 - ・心身の故障のため対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ・拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ・この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）

- ⑤ 対象債権者集会関連業務（確認調査員を選任することを含む。）を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- ⑥ 役員又は職員の構成が対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑦ 対象債権者集会関連業務の実施に関する規程が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより対象債権者集会関連業務を公正かつ適確に実施するためには十分であると認められること。
- ⑧ 対象債権者集会関連業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

【省令において規定】

- ① 精神の障害により対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

【省令において規定】



- ① 役員のうちに、対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 使用人のうち、事業所の業務を統括する者、副所長、事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者について、左記④のいずれかに該当する者がいないこと。
- ③ 暴力団員等を対象債権者集会関連業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのないこと。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

指定を受けようとする者の申請書類について（法第47条）

- 指定確認調査機関の申請書類としては、申請者の基礎的な情報や指定基準への適合性を確認する等の観点から、**下記のように省令において追加してはどうか。**

【法において規定】

- ① 法第46条第1項第3号及び第4号の充足（＝早期事業再生法の違反、刑罰に処せられた者等の欠格事由への非該当）を誓約する書面
- ② 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものも含む。）
- ③ 業務規程
- ④ 組織に関する事項を記載した書類



【省令において規定】



- ① 申請者において5%以上の議決権を保有している者の氏名、住所及び保有する議決権の数を記載した書面
- ② 申請者の親法人及び子法人の名称、所在地及び事業の内容を記載した書面
- ③ 役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ④ 役員が法第46条第1項第4号口（＝破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者）に該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号口に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- ⑤ 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- ⑥ 確認調査員の候補者並びに対象債権者集会関連業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員の確保の状況及び配置の状況を記載した書面
- ⑦ 役員等が、暴力団員等でないことを当該役員等が誓約する書面
- ⑧ その他参考となるべき事項を記載した書類

指定確認調査機関の業務規程記載事項、基準について（法第50条等）

- 指定確認調査機関は本制度の手続の適正性を確保するための重要な主体であり、指定基準において業務を適確に実施するに足り、その技術的・経理的基礎（法第46条第1項第5号）を有すること、業務規程が法令に適合し、かつ公正かつ適確に実施するために十分であると認められること（同項第7号）等が指定基準において規定されることによって、その業務の質の担保が図られている。
- 上記の趣旨に鑑み、**省令において業務規程で定める事項**としては法第50条で規定されている事項に加えて**下記としてはどうか**。
- その上で、法第50条第2項及び第3項への業務規程の適合性の観点に加え、附帯決議において、①確認調査員の見識を高めるための研修機会等の充実、②確認調査員の選任プロセスの透明性確保、③協議に必要な情報の提供に関する労働組合との秘密保持の確保、が求められている点を踏まえ、**業務規程の詳細の内容を下記のとおり運用上明らかにしてはどうか**。

【法において規定】

- ① 対象債権者集会関連業務の実施に関する事項
- ② 対象債権者集会関連業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項

【省令において規定】

- ① 対象債権者集会関連業務を行う時間及び休日に関する事項
- ② 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が対象債権者集会関連業務を行う区域に関する事項
- ③ 対象債権者集会関連業務を行う職員の監督体制に関する事項
- ④ 対象債権者集会関連業務の実施体制に関する事項
- ⑤ 対象債権者集会関連業務の苦情処理に関する事項
- ⑥ 確認事業者、対象債権者又は第三者について、これらの者が対象債権者集会手続に関して知り得た秘密を保持することを求めるための必要な事項
- ⑦ 対象債権者集会関連業務の実施に際して行う通知について相当な方法
- ⑧ その他対象債権者集会関連業務に関し必要な事項

【運用において示す内容】

- 確認調査員や**確認調査員を補佐する者の選定基準・プロセスを公正に定め、かつ公表**していること。
- 確認調査員の見識を高めるための**研修を実施すること**。特に、**労働法制への理解は本制度の手続の適正さを確保する上で重要である**ことから、**確認調査員として選任される前に必ず研修が実施されていること**。
- その他法第50条第2項各号に適合すること。
- **標準的な業務の実施体制・工数が算定**された上で、これに要する**経費を著しく上回る形で手数料が設定されることがないこと**（※法第50条第3項第2号の詳細）。
- 指定確認調査機関が**案件ごとに秘密保持のための適切な措置が図られるよう確認事業者に下記の指導を行うこと**。
 - ✓ 確認事業者や対象債権者に加えて**第三者を含めて**本制度の利用等の事実を**知り得る者の範囲を慎重に検討**し、当該事実を知った者が**秘密保持を徹底するための措置を講ずること**。
 - ✓ 秘密保持のためには書面で秘密保持契約を締結する等の措置も有効であり、**事案の性質に応じて秘密保持契約締結の要否を慎重に検討**すること。



確認調査員に求める知識・経験について（法第52条）

- 附帯決議において確認調査員の選任要件を厳格に定めることや確認調査員への研修機会等の充実を図ること等が求められていることや、事業再生ADRとは異なり、本制度では反対債権者を強制的に権利変更できることにも鑑み、事業再生ADRにおける手続実施者と比較して、**以下のとおり確認調査員に求める知識・経験を追加してはどうか。**（赤字が厳格化部分）

【省令において規定】

① 次のいずれかに該当すること。

- 本法の**確認調査員を補佐する者**として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上**適切に調整した経験を有する者
- 事業再生ADRの手続実施者**として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有する者
- 中小企業活性化協議会**において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上**（※事業再生ADRでは**1件**）適切に調整した経験を有する者
- 事業再生ADRの手続実施者を補佐する者**として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上**適切に調整した経験を有する者
- 株式会社産業再生機構又は株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有する者
- 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき、事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を**2件以上**（※事業再生ADRでは**1件**）適切に調整した経験を有する者
- 民事再生法の**監督委員**又は**管財人**若しくは会社更生法の**管財人**の経験を有する者は、上記において2件以上求められる経験は**1件以上**とする。

② **対象債権者集会手続その他の事業再生（使用者と使用する従業員との間の労働関係に関する事項を含む。）に関する研修を受けている者**

【法において規定】

① 人格が高潔で識見の高い者

② 事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者



【省令において規定】



③ 確認調査員が弁護士でない場合において、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該確認調査員が助言を受ける弁護士は、上記①のいずれかに該当し、かつ監督委員又管財人の経験を有する者でなければならない。

④ 確認調査員の中には、監督委員又は管財人の経験を有する者が**1人以上**含まれなければならない。ただし、権利変更議案が**債務の減免等を伴う場合**、確認調査員を**3人以上**（確認事業者の有利子負債が10億円未満の場合は2人以上）選任し、当該確認調査員の中には、監督委員又は管財人の経験を有する者、及び、**公認会計士**がそれぞれ**1人以上**含まれなければならない。

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

手続の全体像

- 本制度の手続の流れについて、**下記のように定めてはどうか**（※赤字が省令等において規定する部分）。なお、それぞれの手続における基準や記載事項等の省令委任事項は次頁以降で検討。

①指定確認調査機関との事前相談（運用）

②指定確認調査機関に対し正式に確認申請（法第3条第1項）

③指定確認調査機関による確認（法第3条第1項）

④指定確認調査機関から確認した旨を対象債権を有する者に通知（法第3条第7項）
指定確認調査機関から対象債権者に対し一時停止要請（法第6条）

⑤【正当な理由がない限り④から2週間以内に、】第1回対象債権者会議を開催（資産・負債の状況、権利変更の方針等について説明・質疑）

⑥【会社分割、事業の縮小等により雇用の減少又は賃金の減額（労働関係の変更）が生じる見込みがある旨を早期事業再生計画に記載する場合】

【⑦の2週間前までに※、】確認事業者から労働組合等に対し、労働関係の変更が見込まれる旨を通知する

※⑦の提出後の早期事業再生計画の変更により、労働関係変更が生じる見込みがある旨が記載される場合にあっては、当該変更後の提出から2週間前までに

⑦【③から6月以内に、（やむを得ない事由があるものとして省令で定める場合には6月以内の延長可能）】

確認事業者から指定確認調査機関に対し、権利変更議案・早期事業再生計画（資産評定結果を含む）を提出（法第14条）

⑧指定確認調査機関から確認事業者に対し、⑦についての調査結果を報告（法第15条第4項）

※調査後、権利変更議案・早期事業再生計画（資産評定結果を含む）が変更される場合、変更後に再度調査を受ける必要がある。

⑨第2回対象債権者会議を開催（権利変更議案・早期事業再生計画等について説明・質疑）

⑩対象債権者集会を招集（法第16条）

⑪【⑩の招集から最速14日後】対象債権者集会において権利変更議案を決議（法第20条）

⑫【⑪の決議後遅滞なく、】裁判所への認可申立て（法第26条）※全員同意又は否決の場合は不要（手続終了）

⑬裁判所の認可又は不認可（法第27条）

【⑬の2週間後、】裁判所の認可又は不認可の確定（非訟事件手続法第67条第1項）※⑬の認可又は不認可に対する確認事業者又は対象債権者による即時抗告がない場合

※③の後に、

a.確認事業者又は対象債権者は裁判所に対し強制執行等の中止命令（法第7条）、担保権の実行手続の中止命令（法第8条）の申立てが可能。

b.確認事業者は指定確認調査機関に対し、プレDIPファイナンスが事業継続に欠くことができない旨の確認（法第69条）を求めることが可能。

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

指定確認調査機関の確認の基準について（法第3条）

- 本制度利用にあたっての指定確認調査機関の確認の基準としては、「**権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないもの**として経済産業省令で定める基準に適合するもの」と規定されている。事業再生ADR等においてはメインバンクの意向を踏まえて手続を開始するケースが多く、早期事業再生法においてもこの傾向は変わらないと考えられることに加え、そもそもメインバンクの協力の下でないと決議成立が難しいと考えられる。このため、「**貸付債権等の総額の1/5を有する金融機関等が法第3条の確認を受けることについての異議を述べていないこと**」といった形で規定してはどうか。
- なお、**この際に基準とする貸付債権等は、担保権で保全された部分も含めた債権の総額として判断すること**としてはどうか（確認申請の前段階で担保評価を実施する場合は、期間を要する上に、その適切さについては債権者への説明を経た上で権利変更議案及び早期事業再生計画の調査時に（法第15条）十分に検証されるものであるため）。

【法において規定】



- ① 当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること。
- ② 貸付債権等一覧表に記載のある債権が当該事業者に対して金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等であること。
- ③ 権利変更概要書において記載された当該権利の変更に関する方針が第11条に規定する**権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準**に適合するものであること。
- ④ 当該権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること。
- ⑤ 当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと。

【省令において規定】

- ・**貸付債権等の総額の1/5を有する金融機関等が法第3条の確認を受けることについての異議を述べていないこと。**
※この際の貸付債権等は総額として担保保全部分も含めて判断。



確認申請時の提出書類について (法第3条)

- 確認申請時の提出書類としては、権利変更概要書や貸付債権等一覧表のほか、**適切な確認や確認後の手続円滑化の観点**から、**申請者の負担に留意しつつ、必要十分な内容として、下記を求めてはどうか。**

【法において規定】

- ① 権利変更概要書
- ② 貸付債権等一覧表
- ③ 定款
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 損益計算書



【省令において追加】



- ① 確認の申請の日前**1年間の申請者の資金繰りの実績**を明らかにする書面
- ② 確認の申請の日**以後の申請者の半年間の資金繰りの見込み**を明らかにする書面
- ③ 代理人によって申請するときは、その権限を証明する書面
- ④ ①～③のほか、対象債権及び申請者の事業又は財産の状況に関する資料その他**対象債権者集会手続の円滑な進行を図るために指定確認調査機関が必要と判断する資料**

【省令において規定】

- ・確認の申請の日前**3年以内に法令の規定に基づき作成された申請者の3期分の貸借対照表及び損益計算書**

権利変更概要書・貸付債権等一覧表の記載事項について（法第3条）

- 確認申請における提出書類である**権利変更概要書及び貸付債権等一覧表の記載事項**については、**適切な確認や確認後の手続円滑化の観点**から、**申請者の負担に留意しつつ、必要十分な内容として、下記を求めてはどうか。**

1. 権利変更概要書の記載事項



- 一 権利の変更に関する方針
- 二 申請者の収入及び支出の見込み
- 三 早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動の方向性
- 四 申請者が第3条の確認を受けることについての金融機関等（貸付債権等一覧表に記載のある貸付債権等の総額のうち経済産業省令で定める割合に相当する額以上の貸付債権等を有する者に限る。）の異議の有無
- 五 当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと。
- 六 第10条の対象債権者集会の時期の見込み
- 七 **その他経済産業省令で定める事項**

2. 貸付債権等一覧表の記載事項



- 一 金融機関等が有する貸付債権等の内容及び原因並びに当該金融機関等の氏名又は名称及び住所
- 二 当該貸付債権等が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産
- 三 **その他経済産業省令で定める事項**

【省令において規定】（事業再生ADRにおける実務等を参考に規定）

- ①事業の内容・状況
- ②営業所又は事務所の名称、所在地、従業者の状況
- ③（申請者が法人であるとき）その目的、役員の氏名及び株式又は出資の状況
その他当該法人の概要
- ④資産、負債その他の財産の概要
- ⑤確認の申請に至った事情
- ⑥申請者の財産に関してされている他の手続又は処分で申請者に知れているもの
- ⑦申請者について外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続に相当するものがあるときは、その旨
- ⑧貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等との交渉経過の概要その他権利変更議案の可決の見込みを把握するために参考となる事項
- ⑨（申請者が上場企業である場合）上場している取引所金融商品市場の名称

- ①金融機関等又はその代理人の連絡先等

- ②（貸付債権等に保証人がある場合）保証の内容、保証人の氏名又は名称
- ③（貸付債権等に自己の財産を担保に供した第三者がある場合）当該者の氏名又は名称
- ④（貸付債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のある債権である場合）当該債権である旨
- ⑤（確認申請時において貸付債権等に関する訴訟が係属する場合）訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称、事件の表示及び概要

確認申請の軽微な変更について (法第4条)

- 第3条の指定確認調査機関による確認後に、確認された内容に変更がある場合、改めて指定確認調査機関の確認が必要であるが、以下の省令に定める軽微変更であれば確認が不要である旨規定されている。
 - ①軽微な変更 (法第4条第1項ただし書) ⇒ **指定確認調査機関の確認に代えて届出が必要。**
 - ②①のうち特に軽微な変更 (法第4条第2項ただし書) ⇒ **指定確認調査機関への届出も不要。**
- 手続の円滑化の観点から、①については、「**確認の基準に該当しなくなるおそれがあるもの以外**」とし、②については、「**指定確認調査機関において把握が必要となる金融機関等の氏名又は名称、住所及び連絡先**」以外の**誤記としてはどうか**。

①軽微な変更 (法第4条第1項ただし書)

【法において規定】

- ・ 対象債権者集会の時期の見込み (法第3条第2項第6号) の変更
- ・ 権利変更概要書に記載する「その他経済産業省令で定める事項」 (法第3条第2項第7号) の変更
- ・ 貸付債権等一覧表に記載する「その他経済産業省令で定める事項」 (法第3条第3項第3号) の変更
- ・ 対象債権を有する者 (法第4条第1項ただし書) の変更
- ・ **その他経済産業省令で定める軽微な変更**

【省令において規定】

- ・権利の変更についての内容が**第3条の確認の基準** (第3条第1項第1号又は第3号から第5号まで) **に該当しなくなるおそれがあるもの以外**



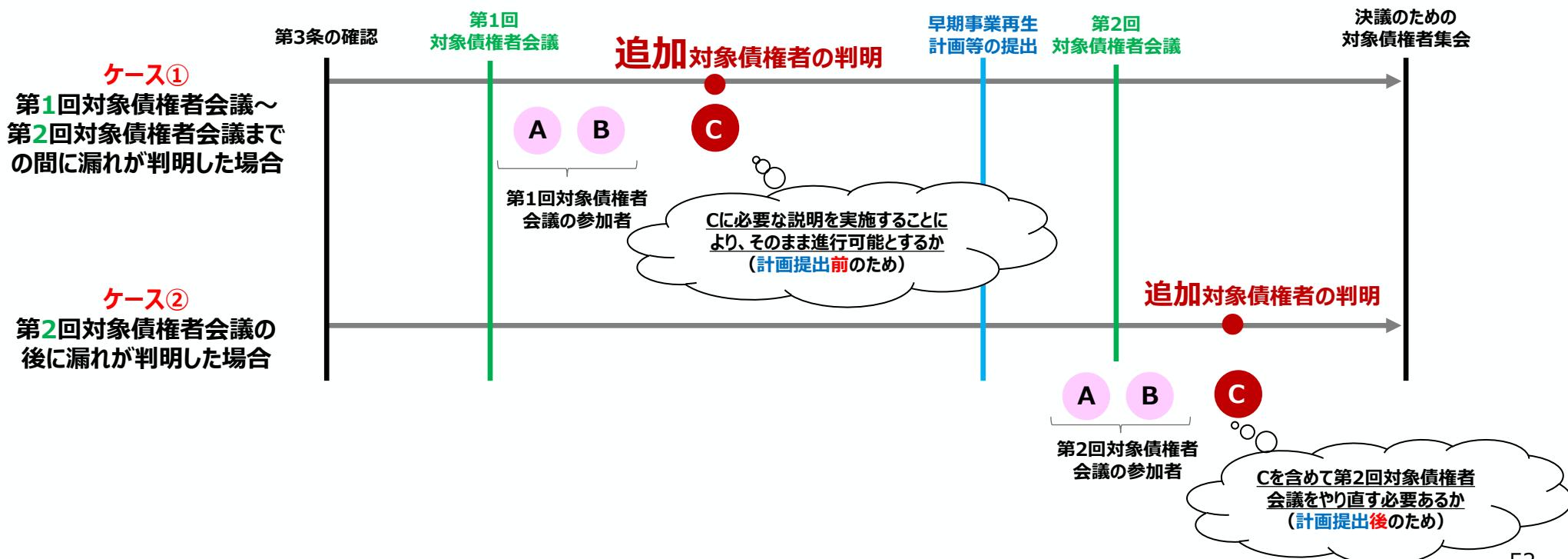
②①のうち特に軽微な変更 (法第4条第2項ただし書)

【省令において規定】

- ・**権利変更概要書及び貸付債権等一覧表の誤記** (ただし、金融機関等の氏名又は名称、住所及び連絡先は除く。)

対象債権者に漏れが判明した場合の対応について

- 法第3条の確認後、一部の債権者について、対象債権者として取り扱うべきであるにもかかわらず、「貸付債権等一覧表」の記載から漏れていたことが判明する場合があり得る。
⇒この場合は、確認の内容に変更があったものとして、確認事業者において、変更の申請を行い、指定確認調査機関から再度の確認を受ける必要がある（法第4条第1項本文）。
※ なお、この場合、指定確認調査機関は手続遅延の責めを負わないと考えられる。（∴指定確認調査機関は、確認事業者から提出された「貸付債権等一覧表」を基に対象債権者の範囲を判断する。そのため、指定確認調査機関からは対象債権が網羅されているか否かは覚知できないため。）
- その上で、対象債権者への手続保障に反しない範囲で、早期の事業再生を進めるため、手続上の負担を軽減する手当てが考え得るか（例えば、下記のケース）。その他のケースを含め、バランスの取れた対応が可能となるよう、今後適切に検討していく。



確認の取消しに係る例外規定について (法第5条第1項第5号)

- 指定確認調査機関による確認後、指定確認調査機関から全ての対象債権者に対し、債権回収等の一時停止の要請がなされ、確認事業者は当該要請から認可決定確定までの間、弁済をすることができない（法第6条第2項）。これに違反して弁済された場合、確認を取り消さねばならない（法第5条第1項第5号）。
- ただし、例外規定が省令に委任されているところ、省令には「事務上の誤りによる場合」と規定した上で、具体的な事例は実態に即して臨機応変に対応できるよう、Q&Aで明確化を図ることとしてはどうか（「自動振り込みや引き落としの解除漏れ」、「事務スタッフの振り込み誤り」等）。

【法において規定】 (法第5条第1項第5号)

(確認の取消し)

第五条 指定確認調査機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の確認を取り消さなければならない。

一～四 (略)

五 確認事業者が第6条第2項の規定に違反して対象債権に係る債務の弁済をしたことが判明したとき。ただし、弁済を行うことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、この限りでない。

六～九 (略)

2・3 (略)

【省令において規定】

事務上の誤りによる場合

【Q&Aにおいて明確化】

- ①自動振り込みや引き落としの解除漏れ
- ②事務スタッフの振り込み誤り 等

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

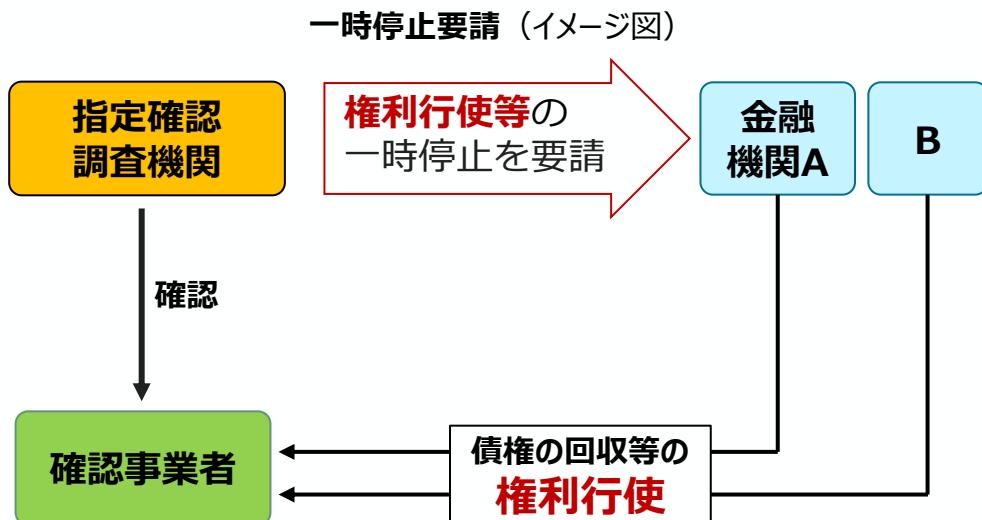
- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

一時停止要請の対象について (①総論) (法第6条第1項)

- 指定確認調査機関は、法第3条第1項の確認後、速やかに全ての対象債権者に対し、手続終了までの間、「**対象債権の回収** **その他経済産業省令で定める債権者としての権利の行使**」をしないことを要請（**一時停止要請**）しなければならないとされている。
- この**一時停止要請の対象となる行為の範囲**としては、事業再生ADRにおける実務を踏まえ、「**担保の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないこと**」を省令に規定してはどうか。その上で、「回収」を含む**対象行為の詳細をQ&Aで明確化してはどうか。**



（参考）事業再生ADRにおける一時停止の内容について

◎ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則
(平成26年経済産業省令第1号)

(一時停止)

第二十条 認証紛争解決事業者は、債権者（認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者に限る。以下この節において同じ。）に対し一時停止（債権者全員の同意によって決定される期間中に**債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないこと**をいう。以下この節において同じ。）を要請する場合には、債権者に対し、債務者と連名で、書面により通知しなければならない。なお、一時停止の要請に係る通知を発した場合には、当該通知を発した日から原則として二週間以内に事業再生計画案（債務者が作成する事業再生の計画の案をいう。以下この節において同じ。）の概要の説明のための債権者会議を開催しなければならない。

一時停止要請の対象 (②各論) (法第6条第1項)

【法において規定】

①対象債権の回収

【省令において規定】

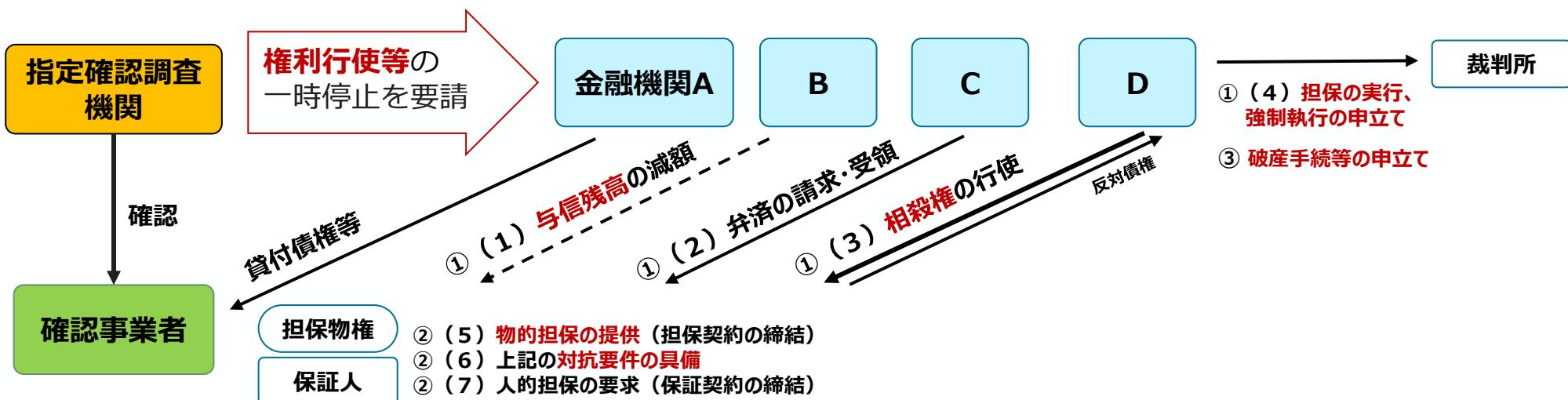
②担保の取得・対抗要件の具備

③破産手続開始、再生手続開始、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て

【Q&Aにおいて明確化】(事業再生ADRにおける実務等を参考に明示)

- (1) 一時停止通知到達時における「与信残高」の減額 (元本の回収や当座貸越等における与信枠の減額)
- (2) 弁済の請求・受領
- (3) 相殺権の行使などの債務消滅に関する行為
- (4) 担保の実行、強制執行又は仮差押え・仮処分の申立て

- (5) 担保の提供の要求・受入れ
- (6) 対抗要件の具備には仮登記から本登記への変更を含む
- (7) 担保には人的担保を含む



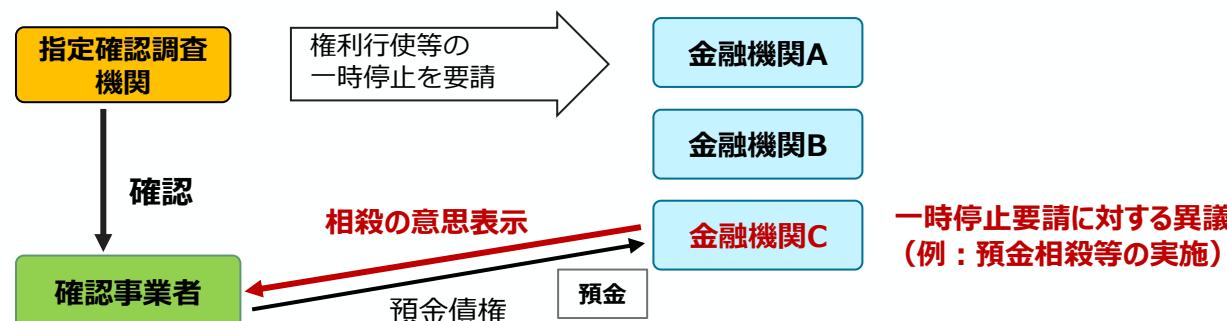
一時停止要請が「確認事業者の支払停止」に該当するか

- 一時停止要請について、対象債権者全員が同意している場合だけでなく、一部の対象債権者から異議が述べられている場合であっても、原則として「支払の停止」※には該当しない旨の考え方をQ&Aで示してはどうか。理由は以下のとおり。

※「支払の停止」とは、「債務者が資力欠乏のため債務の支払いをすることができないと考えてその旨を明示的又は默示的に外部に表示する行為」をいい（最判昭和60年2月14日判タ553号150頁）、倒産手続開始原因としての支払不能が推定されるほか、倒産法上の相殺禁止等の基準時となる。

- ① 一時停止要請は、早期事業再生法における**対象債権者に限定して行われるもの**であり、それ以外の債権者に対するものではない。一般的に支払を停止するものではない。
- ② 一時停止要請を発出する主体は**指定確認調査機関**であり、債務者自身ではない。
- ③ 一時停止要請は、指定確認調査機関において、「対象債権者の一般の利益に適合する見込み」、「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないこと」等が確認された上で発出される（法第6条第1項）。これを踏まえると、原則として、合理的で実現可能性のある**早期事業再生計画**が策定される蓋然性があるといえ、「一般的かつ継続的に債務を弁済できない旨を外部に表示する行為」とはいえない（※）。

（※）最判平成24年10月19日集民241号199頁・須藤正彦裁判官補足意見、東京地判平成23年11月24日金法1940号148頁参照。



(参考) 一時停止通知の「支払停止」該当性に関する裁判例

○最判平成24年10月19日集民241号199頁・須藤正彦裁判官補足意見（一時停止通知の「支払停止」該当性①）

…これに対して、一定規模以上の企業、特に、多額の債務を負い経営難に陥ったが、有用な経営資源があるなどの理由により、再建計画が策定され窮境の解消が図られるような債務整理の場合において、金融機関等に「一時停止」の通知等がされたりするときは、「支払の停止」の肯定には慎重さが要求されよう。このようなときは、合理的で実現可能性が高く、金融機関等との間で合意に達する蓋然性が高い再建計画が策定、提示されて、これに基づく弁済が予定され、したがって、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないとはいえないことも少なくないからである。たやすく「支払の停止」が認められると、運転資金等の追加融資をした後に隨時弁済を受けたことが否定されるおそれがあることになり、追加融資も差し控えられ、結局再建の途が閉ざされることにもなりかねない。反面、再建計画が、合理性あるいは実現可能性が到底認められないような場合には、むしろ、倒産必至であることを表示したものといえ、後日の否認や相殺禁止による公平な処理という見地からしても、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができない旨を表示したものとみる余地もあるのではないかと思われる。

○東京地判平成23年11月24日金融法務事情1940号148頁（一時停止通知の「支払停止」該当性②）

…上記時点では、更生会社らは、事業再生ADRにおいて事業再建を図ることとし、弁護士等の専門家に依頼して事業再生計画の策定を進めるとともに、事業再生ADRへの協力等を要請するため、メイン行であるC銀行及び準メイン行である申立人に相談の上、近く事業再生ADRの利用申請をすることを予定し、申立人に対して、策定中の事業再生計画における再建スキームや今後の事業再生ADRのスケジュール等を説明したものである。

ところで、支払の免除又は猶予を求める行為であっても、合理性のある再建方針や再建計画が主要な債権者に示され、これが債権者に受け入れられる蓋然性があると認められる場合には、一般的かつ継続的に債務を弁済できない旨を外部に表示する行為とはいえないから、「支払の停止」ということはできないと解するのが相当である。

そうすると、本件においては、上述のとおり、更生会社らは、事業再生ADRにおける事業再建を図ることを前提として専門家に事業再生計画の策定を依頼し、近く事業再生ADRの利用申請をすることを予定した上で、申立人にはその内容等を説明したものであるから、上記説明をもって「支払の停止」には該当しないというべきである。

一時停止要請が「期限の利益喪失事由」に該当するか

- 銀行取引約定書に基づく「期限の利益喪失事由」の該当・非該当について、以下の考え方をQ&Aで示してはどうか。
- 第一に、一時停止要請は、期限の利益喪失事由には当然には該当しないと考えられる。
∴ 銀行取引約定書における請求失期事由（銀行の請求により期限の利益が喪失される事由）が認められるのは、**債権保全の客観的必要性がある場合に限ると**解されているところ、本手続について以下のとおり考えられるため。

① 「債権保全を必要とする相当の事由」について

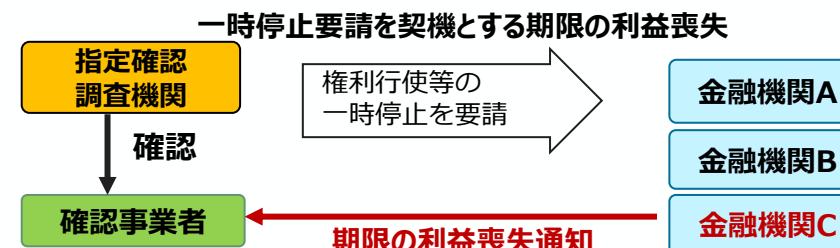
本手続は、公正な第三者機関により、「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないこと」等が確認された上で開始される。したがって、「合理的で実現可能性のある再生計画が策定される蓋然性」があり、計画策定を待たずに**権利行使する客観的必要性は低い**と考えられる。

② 「債務の一部でも履行を遅滞したとき」について

特に分割弁済の約定がある貸金債権等については、手続中に約定の弁済期が到来する場合あり。この場合、弁済を一時的に停止することは、公正な第三者による一時停止要請と同時に、**弁済禁止の効果が生じることによるもの**（法第6条第2項）。このように、**法及び第三者の行為に伴う対応**であり、銀行取引約定書中の「私が…遅滞したとき」には当たらない。また、「合理的で実現可能性のある再生計画の策定」を前提とした対応であり、**信用度の著しい低下の徴表ともいえない場合が多い**。

- 第二に、特に一時停止要請に反対しており、請求失期事由が存在すると考える対象債権者においても、一時停止要請の発出を契機とする失期請求（期限の利益喪失通知）は行わないことが求められる。理由は以下のとおり。

- ①担保権の実行や相殺権の行使等の債務消滅行為一般は、一時停止要請の対象。したがって、それら債務消滅行為の**前提となる失期請求を、手続中に行う必要性は乏しい**。
- ②その一方で、**債権者間の公平を図りつつ、責任財産を保全した上で円滑な事業再生を図る旨の本法の趣旨**に鑑みれば、回収行為等と同様に失期手続を実施しないことが必要。



※ 全国銀行協会による銀行取引約定書旧ひな形（平成12年4月廃止）では、期限の利益喪失事由のうち、請求失期事由として、「債務の一部でも履行を遅滞したとき」や、一般規定としての「債権保全を必要とする相当の事由」が規定されていた。

(参考) 銀行取引約定書(期限の利益喪失事由)に関する文献等

○全国銀行協会・銀行取引約定書旧ひな形(平成12年4月18日廃止)

(期限の利益の喪失)

第5条 ① 私について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、貴行からの通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

1 支払の停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

2 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

3 私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

4 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。

② 次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

1 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。

2 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。

3 私が貴行との取引約定に違反したとき。

4 保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。

5 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

○鈴木禄弥編『新版注釈民法(17) 債権(8)』331~332頁、336~338頁〔鈴木禄弥・山本豊〕(銀行取引約定書旧ひな形第5条の解釈)

(4) 債権保全の客観的必要性による制限

本条の実質的合理性を求めるにすれば、それは、本条各項各号所定の期限利益喪失事由が取引先の信用度の顕著な失墜の徵表としての意味をもつゆえ、かかる徵表が生じた場合には、銀行が当初に約定した弁済期の到来を待たずにその債権の回収を図ったとしても無理からぬことだ、という点に存する。

そうだとすると、かりに形式的には本条所定の要件がそなわっている場合でも、もし個々の具体的な事態からいって、それが取引先の信用度のいちじるしい低下を意味しないような場合には、本条所定の効果は生じない、と解すべきである……。したがって、条項の文理上は明記されていないものの、本条は常に債権保全の客観的必要性があることを当然の前提としている規定であることに注意する必要がある。

(中略)

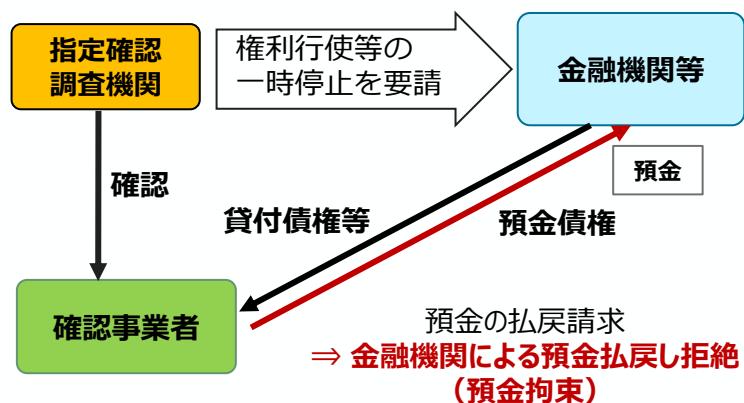
(ア) 1号 …… 1個の貸付で分割弁済の約定がある場合に1回でも弁済がなかったとき、数個の貸付のうち1個でも弁済期に弁済がなかったとき、いずれの場合にも、銀行の意思表示によって貸付金債権全部について期限の利益が失われることになる……。ただし、長期貸付の1回の賦払金の支払が一時的な手元不如意で若干遅れているだけであるなど、債務不履行の取引先の信用度低下の徵表としての度合いが、本項の趣旨とする程度にすら達しない場合には、本項所定の効果は生じない、と解すべきであろう。

(中略)

(オ) 5号 本号は「前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた」ことを銀行の期限利益喪失形成権発生の要件として掲げている。本項の要件はきわめてあいまいであるが、……取引先の信用度が(1項の場合ほどではないにしても)かなり低下し、融資債権を弁済期到来まで放置しておくことを銀行に期待することが社会通念上無理であるときにのみ、本項により期限利益喪失形成権が発生する、というのが本号の趣旨とされている。そこで問題は、このような趣旨のものと制限的に解釈して、そのかぎりでこの条項を有効と認めるか、それとも、そのような趣旨は条項には一切表現されていないから、漠然として特定されていない事由に期限喪失をからしめる条項として無効と解するか……であるが、ここでは、前者のように解しておきたい。

一時停止要請を理由とする「預金拘束」について

- 指定確認調査機関により、対象債権者へ一時停止要請が行われた場合、確認事業者の預金を有する一部の対象債権者において、相殺に至らずとも、本手続が完了するまでの間、**預金の払戻しに応じない**（＝預金を拘束する）場合も想定される。
- この点について、**対象債権者においては、一時停止要請について同意しているか否かにかかわらず、「一時停止要請が行われたことだけを理由に、安易に取引口座等の停止をしないことが求められる」旨をQ&Aで示してはどうか**。理由は以下のとおり。
 - ① 特に事業の決済に用いられている預金が金融機関に拘束されると、**確認事業者の運転資金が枯渇し、その事業継続が困難となる**。対象債権者においてこのような事態を生じさせることは、債権者間の公平を図りつつ、責任財産を保全した上で円滑な事業再生を図るという**早期事業再生手続の趣旨**に反し、適切でないこと。
 - ② **一時停止要請は「期限の利益喪失事由」には当然には該当しない**と考えられること。



【Q&Aにおいて明確化】

対象債権者においては、一時停止要請について同意しているか否かにかかわらず、**一時停止要請が行われたことだけを理由に安易に取引口座等の停止をしないことが求められる**。

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

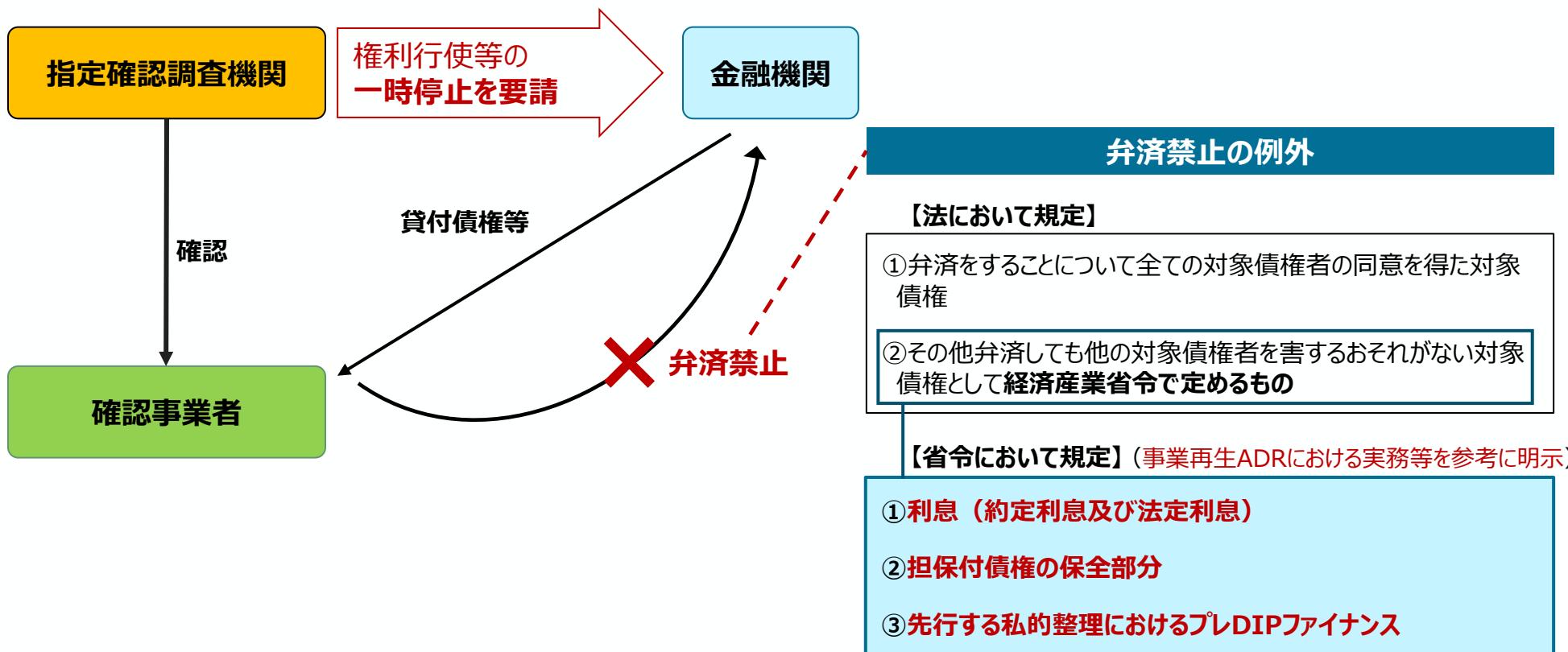
- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

弁済禁止の例外について① (法第6条第2項)

- 確認事業者は、一時停止要請があったときから手続終了までの間、対象債権を弁済できないとされているが、「弁済をすることについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権」及び「弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるもの」に係る債務については弁済できることとされている。
- このうち、後者の「経済産業省令で定めるもの」としては、事業再生ADRの実務等を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。また、「少額の対象債権」について、手続円滑化等のため弁済禁止の例外に加えるべきかは、他の対象債権者の利益への影響等も踏まえつつ、今後要検討。



※「少額の対象債権」について追加すべきか、今後要検討。

弁済禁止の例外について②（約定利息及び法定利息）（法第6条第2項）

- **利息**（約定利息及び法定利息。利息に相当するものを含む）については、以下の理由から**弁済禁止の例外**としてはどうか。
- ただし、**弁済する場合には全ての対象債権者に弁済しなければならない**こととしてはどうか。

【弁済禁止の例外とする理由・論点】

- 法第3条の確認前に生じた利息であって、確認時点で未払いとなっているものは省令において対象債権の範囲に含め、また、確認後に生ずる利息は、法第2条第3項第1号において既に対象債権と規定されているが、実務を踏まえてこれらの利息を弁済可能な債権とする。
 - ・ **事業再生ADRでは**、債務者の財務状況や対象債権者との取引内容等を考慮して、利息を**対象債権としない取扱いを許容**している。
 - ・ **利息の支払は債権者の収益に影響**するため、手続中にその弁済が全く許容されない場合には、早期事業再生手続の**利用へのディスインセンティブ**になるとも考えられる。
- ただし、利息を支払うのであれば、**対象債権者の間で平等が保たれるよう、全ての対象債権者に弁済しなければならないものとする。**

◎早期事業再生法（抄）

（定義）

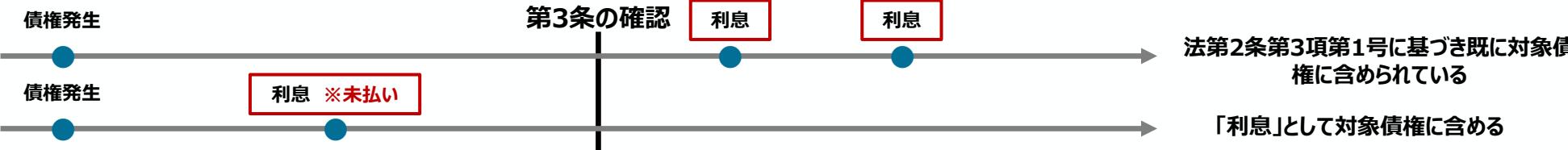
第二条（略）

2（略）

3 この法律において「対象債権」とは、次条第一項の確認を受けた事業者（以下「確認事業者」という。）に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。

一 当該確認後の利息の請求権

二 当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権



弁済禁止の例外について③（担保付債権の保全部分①）（法第6条第2項）

- **担保付債権の保全部分**については、以下の理由から**弁済禁止の例外**としてはどうか。

① 早期事業再生法では、**保全部分は権利変更の対象外**。そのため、保全部分を弁済した場合でも、権利変更議案における平等原則には抵触しない。

（※この観点から、弁済が許容されるのは、弁済が保全部分に充当される場合に限られる。）

② また、弁済によって**利息や管理・手続コストの増大を防ぐことができ、事業再生に資する場合**もある。

- その上で、担保付債権の保全部分として**弁済が許容される場合**として、**省令において「弁済が、事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る。」との要件**を設けてはどうか。また、支障を及ぼさない場合として、**Q&Aにおいて下記（ア）、（イ）を明確化してはどうか。**（「弁済が、事業再生に支障を及ぼさない場合」に限る理由）

① **弁済により事業価値の毀損や手続中の資金繰りに影響が生じる場合**には、その**弁済は対象債権者の利益を害する可能性あり**。

② **現行の私的整理**においても、担保付債権については全対象債権者の同意が得られたような場合を除き、**隨時弁済は行われていない**。

（Q&Aにおいて下記（ア）、（イ）を示す理由）

例えば、担保権者と確認事業者の調整の結果、**事業の継続にとって必要性が乏しい担保目的物**である場合に、目的物を売却し売却代金を弁済に充てる場合が想定され、この場合であれば事業への影響も少ない。

【省令において規定】

担保付債権の保全部分（弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る。）

【Q&Aにおいて明確化】

（ア）**担保目的物が事業の継続にとって必要性が低い場合**に、これを売却して、**売却代金を弁済する場合 or**
（イ）その他、当該弁済がキャッシュフローに著しい影響を与えない場合

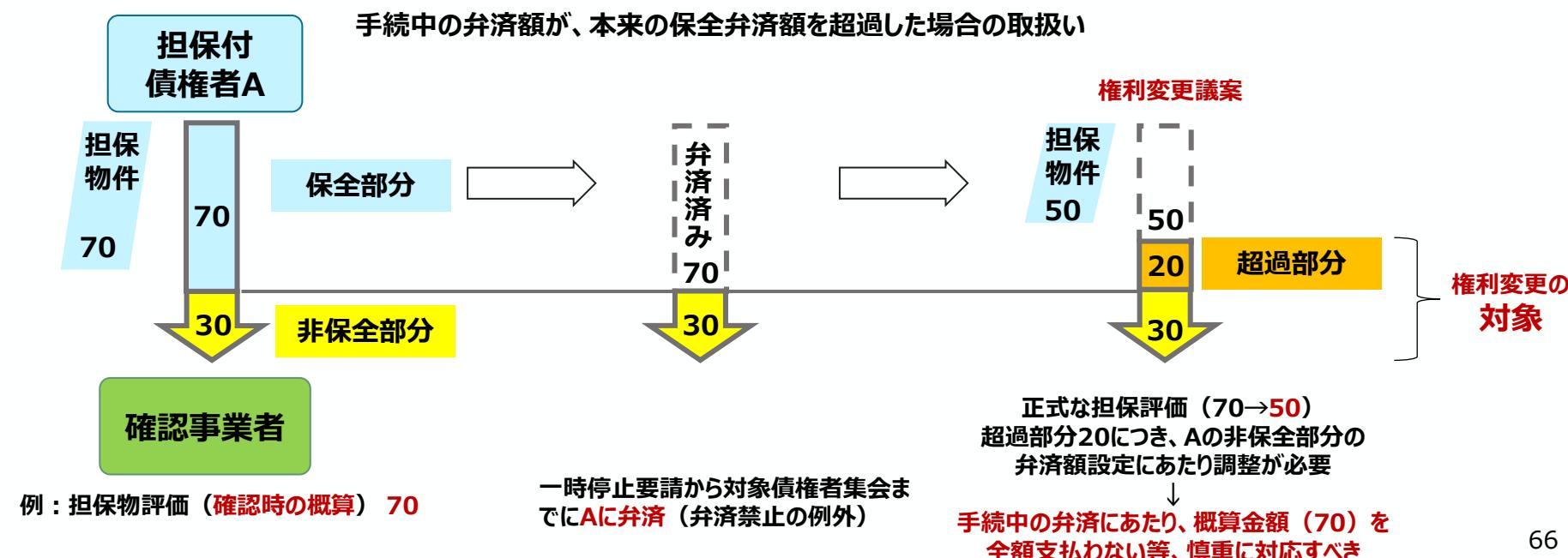
※ただし、（ア）（イ）のいずれの場合であっても、**弁済が「保全部分」に充当される場合**に限られる。



例：抵当権、動産譲渡担保

弁済禁止の例外について③（担保付債権の保全部分②）（法第6条第2項）

- また、担保付債権の保全部分について例外として弁済を行う場合、当該弁済が保全部分の範囲に収まっていることを担保する必要。
- 他方で、**弁済時点において、収まっているか否かを確認するため資産評定ないし正式な担保評価を求める場合**、資産評定書の提出時（法第14条第4項）までは弁済ができず、目的（金利の圧縮による資金繰り改善等）が達成できることとなってしまう。このため、**弁済時点においては、確認事業者において弁済額が「保全部分」に収まるという蓋然性を把握**の上で、**弁済できることとしてはどうか**。
- ただし、弁済にあたっての留意点について、以下の旨を**Q&A等により運用において示してはどうか**。
 - ・ **手続中に弁済した額が、正式な担保評価に基づく保全部分を超過していたことが事後的に判明した場合、平等原則の観点から、権利変更議案において弁済額の調整が必要と考えられる**（法第13条ただし書参照）。当該調整の要否及び内容は、権利変更議案の適法性として、法第15条の**指定確認調査機関による調査の対象**となる。
 - ・ したがって、手続中の弁済にあたっても、**安易に事後的な調整が必要となるような弁済を行わないよう、弁済の可否及び金額を慎重に判断することが求められる**。

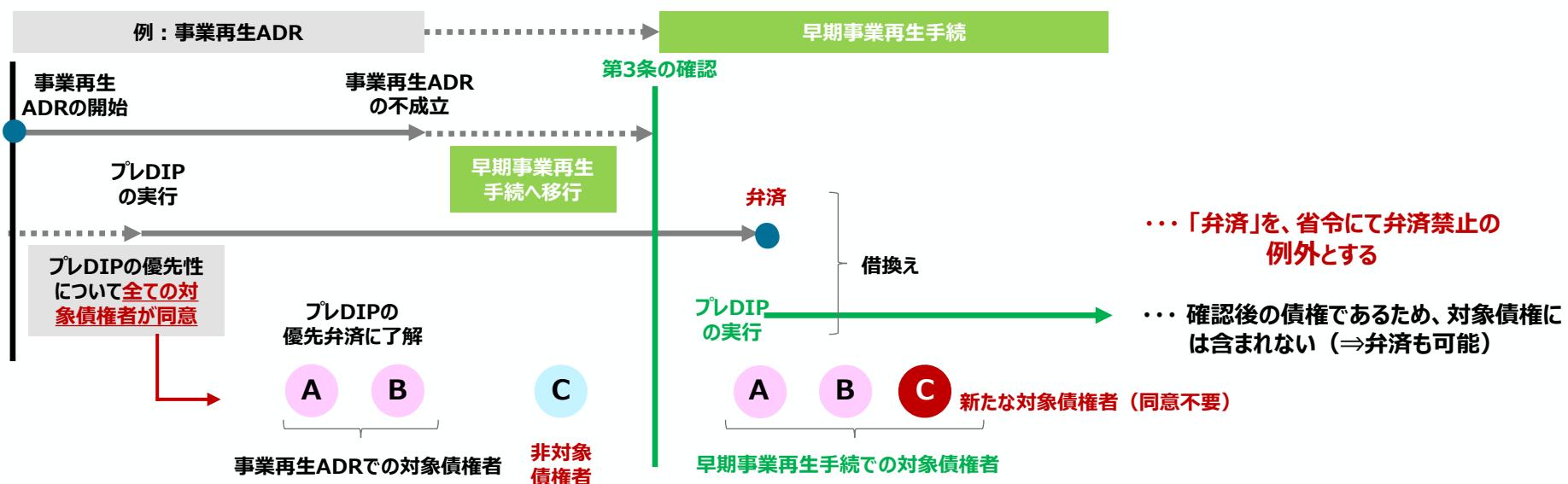


弁済禁止の例外について④（先行する私的整理におけるプレDIPファイナンス）（法第6条第2項）

- **先行する私的整理におけるプレDIPファイナンス**については、以下の理由から**弁済禁止の例外**としてはどうか。
- また、**例外となるプレDIPファイナンスの整理**は以下のとおりとしてはどうか。

【弁済禁止の例外となる要件・理由】

- 法第3条の確認前に実行されたプレDIPファイナンスのうち、(i) 事業再生ADR、中小企業活性化協議会を活用した手続等の**準則型手続において**、(ii) **当該手続における対象債権者全員から当該プレDIPファイナンスが優先することにつき同意を得ていたものは、早期事業再生手続において弁済可能な債権とする**（※早期事業再生手続において新たに対象債権者となる債権者がいる場合も、当該債権者の追加の同意は不要）。理由は以下のとおり。
 - ① **プレDIPファイナンスは、新規融資が事業者の事業継続に不可欠なものとして供与されるもの。一般の金融債権と比較して共益性が高く、弁済しても「他の対象債権者を害するおそれがない」**（法第6条第2項ただし書）といえる。
 - ② とりわけ**準則型私的整理手続**においては、第三者機関が手続に関与した上で、原則的にすべての金融債権者が対象債権者とされるところ、かかる**金融債権者全員が優先的取扱いについて同意していた貸付債権については、共益的な性質を有することが担保されている**といえる（他方、純粹私的整理においては、第三者機関の関与がなく、手続の公正性が担保されないことから、当該手続中のプレDIPファイナンスは本規定の対象としない）。
 - ③ 仮に、先行する私的整理手続中に金融機関等がプレDIPファイナンスを実行した場合で、**早期事業再生手続に移行後**、当該プレDIPファイナンスにつき他の対象債権と同様に権利変更の対象になるとすると、**私的整理におけるプレDIPファイナンスの実行が阻害される**。
 - ④ プレDIPファイナンスを弁済可能な債権とすることにより、**早期事業再生手続中に弁済でき、借換えにより改めてプレDIPファイナンスを実行できる**。



0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

対象債権者会議について

- 早期事業再生法においては権利変更議案の決議を行う対象債権者集会（法第16条第2項等）について規定されているところ、**事業再生ADRにおいては、決議のための債権者会議の前に、円滑な調整を図る観点から少なくとも2回の債権者会議を実施**している。
- この実務を踏まえ、**本制度においても、同様の「対象債権者会議」の開催を求め、それぞれの会議において取り扱う議題を下記のように定めてはどうか**（なお、3回以上の会議開催を否定するものではない）。
- ただし、事業再生ADR等の別途の手続において、**本制度における権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する内容の協議をしていた場合、「対象債権者会議」を要しないこと**としてはどうか。

【省令において追加】

第1回対象債権者会議

- ①開催時期：**指定確認調査機関による一時停止要請後2週間以内の日**
※必要に応じて続行可能
- ②議題：確認事業者から資産及び負債の状況、権利変更の方針等について説明・質疑

（労働関係変更が生じる見込みを早期事業再生計画に記載する場合）
労働組合等への通知（詳細71頁）

指定確認調査機関への権利変更議案・早期事業再生計画等の提出

指定確認調査機関から確認事業者に対し調査結果を報告

第2回対象債権者会議

- ①開催時期：**指定確認調査機関からの報告後**
※必要に応じて続行可能
- ②議題：確認事業者から権利変更議案・早期事業再生計画等について説明、指定確認調査機関による調査報告、それらについての質疑

以下の手続において**権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する内容の協議をしていた場合**は「対象債権者会議」を要しない。

- ・事業再生ADR
- ・中小企業活性化協議会を活用した手続
- ・特定調停
- ・その他一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従った手続



0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

従業員から協力を得るための措置について (労働組合等への通知等)

- 附帯決議において示されているとおり**労働組合等の理解を得ながら本手続を進めることが重要**であることに鑑み、会社分割、事業譲渡、事業の縮小等により雇用の減少や賃金の減額が生じる見込みがあることを早期事業再生計画に記載する場合には、**早期事業再生計画の提出の2週間前までに労働組合等へ労働関係変更が見込まれる旨の通知を求めるべきではないか**（指定確認調査機関がその旨確認）。
- また、この場合、早期事業再生計画に**労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会までの間）の記載**を求めるとともに、**労働者の理解と協力を得るよう努めることを求めるべきではないか**。

【省令において規定】

早期事業再生計画に**合併、会社分割、事業譲渡、事業縮小、事業所の閉鎖**により**雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込みがある**ことを記載する場合、以下を求める。

①確認事業者は労働組合等※1に対して、**指定確認調査機関に当該計画を提出する2週間前までに、その旨を通知**する。

→確認事業者は、**指定確認調査機関に対して、通知を行った対象※2や日時についても併せて報告し、指定確認調査機関がその内容※3を確認**することとする。

②早期事業再生計画に労働組合等との協議の状況として、**協議結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会の決議までの間になされなければならない。）**を記載する。

③**労働組合等との協議等を通じて、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めること**とする。

（参考）早期事業再生法案に対する附帯決議

（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）（抜粋）

二 早期事業再生に向け、**確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある**場合には、**過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促す**とともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。



※1 確認事業者の使用人の過半数で組織する**労働組合があるときはその労働組合、確認事業者の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは確認事業者の使用人の過半数を代表する者**。

※2 労働者代表に通知した場合は、適切に選出された労働者代表に通知した旨も含む

※3 実際の通知の有無を含む

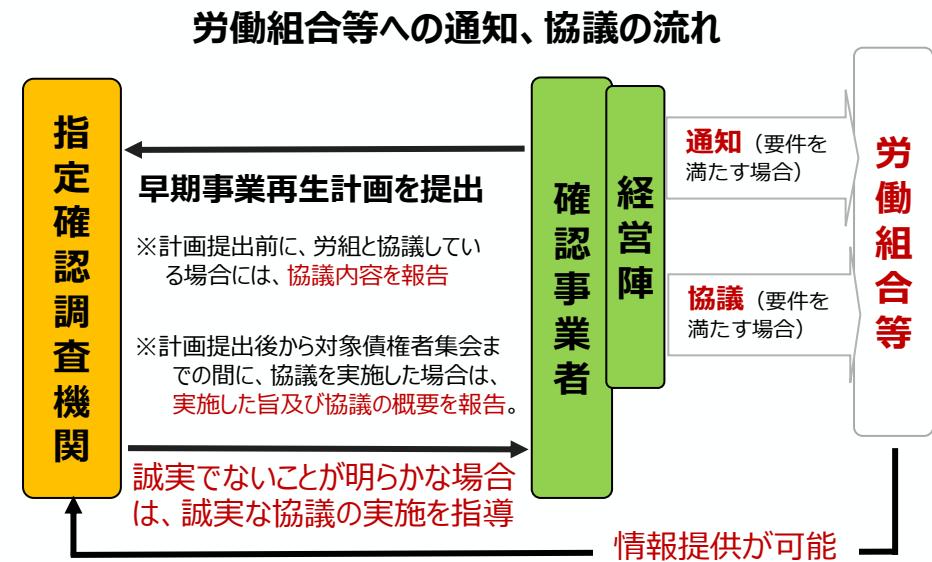
労働組合等への通知（要否、手続、内容）

- 事業者から**労働組合等への通知が必要な場合**と、**通知する内容、手続**は、下記のとおりとしてはどうか。
 - 通知が**必要な場合**：事業者が、「**雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込み**」ありと判断し、早期事業再生計画に記載する場合（もし、通知が必要な場合に通知しなかった場合には、確認の取消しとなる）。
 - 通知する**内容**：雇用者数の減少または賃金の減額が見込まれている旨と、その内容、スケジュール（見込み）
 - 通知に伴う**手続**：早期事業再生計画に**労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期**（対象債権者集会までの間）**を記載**する（「予定の時期」の場合は、その後、指定確認調査機関に対して、**その時期に協議を実施した旨及び協議の内容の報告**を求める）。また、**労働組合等から指定確認調査機関への情報共有も可能**とする。指定確認調査機関は、確認事業者が**誠実でないことが明らかな場合**（例：労働関係変更を行うに至った事情の説明が全くない場合）には、**事業者に対して誠実な協議を実施するよう指導する**。

※なお、使用者には労働組合法第7条第2号に定める内容として誠実交渉義務があると解されている。また、早期事業再生法上の手続をもって労働関係の変更が当然に適法となるわけではなく、解雇や労働条件の変更等の有効性は労働契約法の規定に照らして司法において個別に判断される。

【省令において規定】労働組合等への通知内容

- ①早期事業再生計画において労働関係変更（雇用者数の減少又は賃金の減額）が見込まれている旨
- ②見込まれている労働関係変更の内容
- ③早期事業再生の手続のスケジュールの見込み



0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

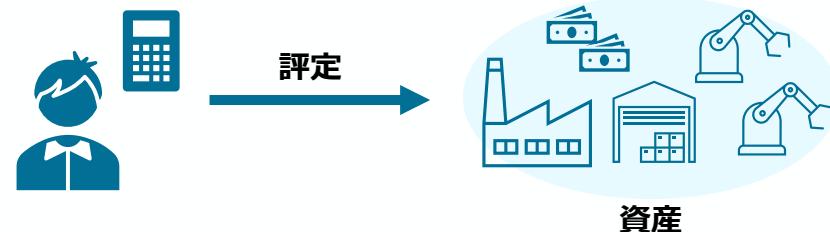
- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥**資産評定**
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

資産評定基準について①（評価方法・評価時点）（法第14条第4項）

- 確認事業者は、**早期事業再生計画提出時に省令に定める基準に従い資産・負債の価額を評定した結果を添付する必要**がある。これは確認事業者の財産状態を正確に把握することで、手続後の数値要件（一定期間後の債務超過解消等）充足のために**必要となるキャッシュフローの改善額、債権カット等の金融支援の額、スポンサー支援の額等**を算定する上での**前提**となり、**指定確認調査機関**にとってはその妥当性を検証するために把握が必要となるものである。
- 事業再生ADRにおいても、資産評定基準を大臣告示にて定めており、**原則として時価により評定**するものとされている（ただし、今後継続的に使用しない資産は処分価格により評定できる。）。**実務上、当該基準が浸透していることも踏まえ**、本手続においても**事業再生ADRと基本的に同様の資産評定基準を定めてはどうか**。
- 一方、事業再生ADRとの相違点としては、事業再生ADRにおいて資産評定基準による評定が求められるのは債務減免を伴う場合に限定されている一方、本手続においては全ての場合において資産評定が求められている。この点、債務減免を伴う場合であれば事業再生ADRと同様の基準としつつ、**リスケジュール等のみに限定される場合**については、一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準に準拠して評定できること**としてはどうか（債務減免を伴う場合における評定に基づくことも可能）。
- また、事業再生ADRにおいては、評定を行う際には適切な評定基準日を定めることされているが、本制度では、債務者における全ての資産を評定する負担に鑑み、**直近の決算に基づいて算出することを可能とする観点から、第3条の確認の1年前から第14条の早期事業再生計画等提出までの間の時点**としてはどうか（議決権の算定の基礎となる担保評価については後述）。



(参考) 資産評定基準の整理

早期事業再生法

評価方法

債務減免の有無		評価方法
有		原則として時価 (事業再生ADRと同様の基準)
無 (リスクのみ等)		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定できる (ただし、債務減免を伴う場合における評定に基づくことも可能)

基準日

基準日
第3条の確認の1年前 ～ 第14条の早期事業再生計画等提出時までの日

※議決権算定等のための担保評価については後述。

事業再生ADR

評価方法

債務減免の有無		評価方法
有		原則として時価
無 (リスクのみ等)		法令上不要

基準日

基準日
適切な基準日 (※)

※ 直近決算期を評定日とすることは許容されている（ただし、手続の経過を経て次の決算日を徒過した場合には、原則として改めて直近決算の評価に引き直すとされているが、実務上の負担を考慮して既に実施した資産評定の結果をベースとして変更を要する部分のみを適切に時点修正する方法が許容されているとされている）。なお、当初の評定から事情の変更があった場合には、当該変更が資産評定に与える影響を適切に反映するものとされている。また、それぞれの資産を同一の基準日にて評定する必要がある一方で、そもそも評価の前提が変わってしまったというようなケースでは、当該資産についてのみ、別途で資産評定をやり直すといったことは許容される、とされている（「事業再生ADRのすべて[第2版]」250頁～251頁参照）。

(参考) 事業再生ADRにおける資産評定基準に関する規定

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（抄）（平成26年経済産業省令第1号）

（債権放棄を伴う事業再生計画案）

第二十九条 債権放棄を伴う事業再生計画案は次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 債務者の有する資産及び負債につき、経済産業大臣が定める基準により資産評定が公正な価額によって行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。

二～四 (略)

2 (略)

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評定に関する基準（抄）（平成26年経済産業大臣告示第9号）

一 目的

本基準は、債務者の実態的な財政状態を明らかにして債務者の再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる債務者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、債務者に対して債権放棄等の金融支援を行う債権者の経済合理性を満たすような公正かつ適正な債務処理を行うための手続の一環として、公正な価額による債務者の有する資産及び負債の価額の評定を行うために定める

二 評定の原則

「一 目的」に鑑み、本評定では、債務者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む。）の算出に当たっては、原則として、時価により評定するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評定方法を定めるものとする。ただし、今後継続的に使用しない資産については、処分価額により評定することができる。

また、債務者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定するものとする。なお、本評定を行うに当たっては、適切な評定基準日を設定することとする。また、当初の評定から事業再生計画の成立までに事情の変更があった場合には、当該変更が評定に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評定基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。

三 用語の定義

イ 時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額をいう。ただし、代替的又は特定的にその他の価額による場合があるものとする。

公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。

ロ～ト (略)

四～二十七 (略)

資産評定基準について②（議決権額算定等との関係）（法第14条第4項）

- 早期事業再生手続上、資産・負債の評価は、①資産評定（債務減免額等の算定）、②議決権額の算定、③担保権者への弁済額（保全/非保全の区分け）の確定という3つの場面で必要となる。

（基準日）

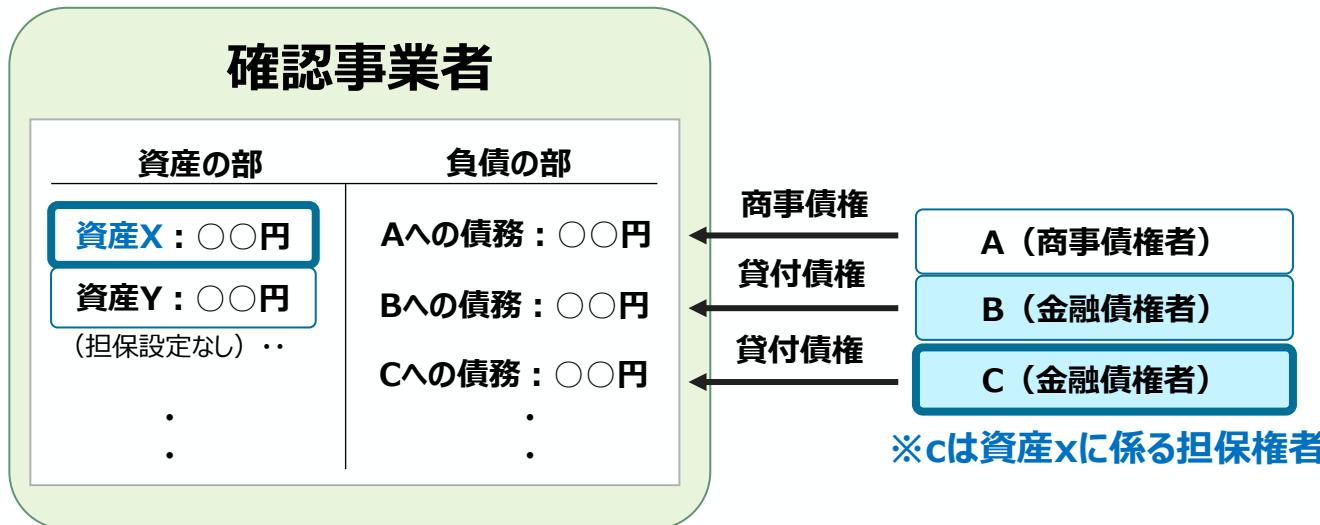
- このうち、①資産評定は、早期事業再生計画における弁済総額の確定等にあたって必要となる。そして、法第14条第4項により「経済産業省令で定める基準」（資産評定基準）に従う必要がある。その基準日は、原則として第3条の確認の1年前から第14条の早期事業再生計画等提出までの間の時点とする（74頁に記載のとおり）。
- 他方、②議決権の算定、③担保権者の弁済額（保全/非保全の区分け）の確定のための担保目的物の評価は、上記資産評定とは別の問題。資産評定基準とは別に基準時を定める必要があり、いずれも対象債権が確定する時に合わせるため、法第3条の確認時とする。

※なお、担保目的物の評価について、①資産評定と②③の評価に差が生じる場合の扱いについては、（ア）手続に入る前の前提となっている債務減免額を維持する観点から差を維持するという考え方、（イ）整合性をとる観点から①も②③に合わせる考え方、の両論があり得ることから、（ア）（イ）いずれの場合によることも可能とする。

（評価方法）

- 評価方法については、①②③いずれについても債務減免を伴う場合「原則として時価」とし、債務減免を伴わないリスク等の場合「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して評定できる（ただし、債務減免を伴う場合における評定に基づくことも可能）とする。

(参考) 資産評定の「評価の基準時」の整理 (債務減免を伴う場合の想定事例)



①資産評定 (債務減免額等の算定)

- 資産は全て、**担保目的物**である**資産X**も含め、「確認の1年前から早期事業再生計画等提出までの間の時点」における**時価評価**。
- 負債も全て、「確認の1年前から早期事業再生計画等提出までの間の時点」における**実態評価**。

資産の部	負債の部
全ての資産	
資産X : ○○円	Aへの債務 : ○○円
資産Y : ○○円	Bへの債務 : ○○円
..	Cへの債務 : ○○円
..	..

「確認の1年前から早期事業再生計画等提出までの間の時点」の評価

②議決権の算定、③担保権者の弁済額 (保全/非保全の区分) の確定のための担保目的物の評価

- 担保目的物**である**資産X**だけ、**確認時**における**時価**で評価。
※対象債権の議決権の額は、法第19条第1項・第2項に基づき確認時を基準に算定。

資産の部	負債の部
担保物件のみ ピックアップして評価	確認時の残高
資産X : ○○円	Bへの債務 : ○○円
	Cへの債務 : ○○円

※担保目的物の評価について、①資産評定と②③の評価に差分が生じる場合の扱いについては、(ア) 手続に入る前の前提となっている債務減免額を維持する観点から差を維持するという考え方、(イ) 整合性をとる観点から①も②③に合わせる考え方、いずれの場合によることも可能とする。

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

早期事業再生計画等の提出期限について（法第14条）

- 早期事業再生計画、権利変更議案（資産評定結果を含み、以下「早期事業再生計画等」という。）の指定確認調査機関への提出は、法第3条の確認後6月以内と規定されているが、省令で定める「やむを得ない事情」がある場合は6月以内に限り延長することができる（＝したがって、確認後1年以内まで延長可能）。
- この「やむを得ない事情」としては、手続に想定以上の期間を要する可能性を想定する必要がある一方で、再生の実現にあたり可能な限り早期で手続を実施する必要も踏まえつつ、以下のとおり規定してはどうか。

確認から早期事業再生計画等提出までの流れ

指定確認調査機関による確認（法第3条第1項）

正当な理由がない限り2週間以内

第1回対象債権者会議

【労働関係変更が生じる見込みを早期事業再生計画に記載する場合】労働組合等への通知

2週間以上

早期事業再生計画等を提出（法第14条）

【省令において規定】やむを得ない事情

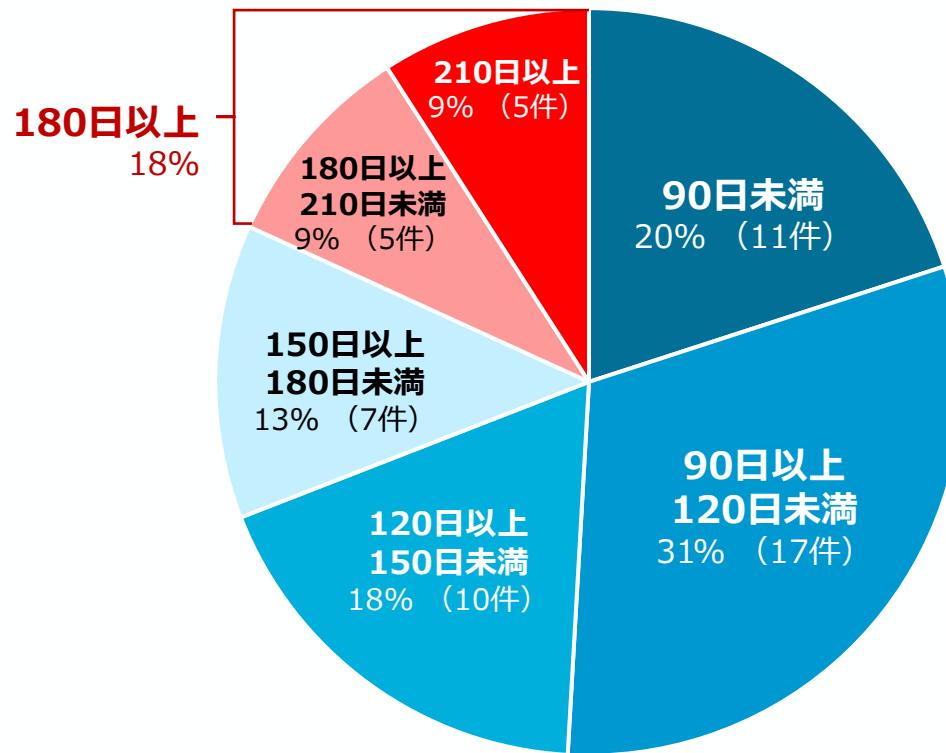
- ①対象債権者が**20者以上**であるとき。
- ②本店又は主たる営業所若しくは事務所が**外国に所在する対象債権者**があるとき。
- ③事業の継続に欠くことのできない**資産・取引の維持**又は**資金の調達に係る調整**が整わないとき（例えば、スポンサー候補の選定・調整が難航している場合等）
- ④**災害**その他特別の事情があるとき。

指定確認調査機関による調査結果の報告

(参考) 事業再生ADRにおいて手続に要した期間

- 事業再生ADRにおける成立案件について、正式申請から成立までに要した期間は下記のとおりであり、**180日以上**（≒6月以上）要したケースは**18%**。

※当該期間は計画の提出後の成立までの期間であることから、事業再生ADRにおける正式申請から計画提出までの期間に半年以上を要したケースは18%より更に低いと思われる。



早期事業再生計画の記載事項（法第14条）

- 早期事業再生計画の記載事項は、指定確認調査機関の調査を**十分に行う**観点から、**下記の記載を求めてはどうか**。
- とりわけ「技術と人材の散逸回避」や「従業員の理解と協力の促進」の観点からの条文修正及び附帯決議を十分に踏まえ、早期事業再生計画に会社分割、事業の縮小等により雇用の減少又は賃金の減額（労働関係変更）が見込まれる旨を含む場合、**労働組合との協議や労働組合等への通知等に係る事項の記載を求めてはどうか**。

【法において規定】



- 一 確認事業者が早期での事業再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情
- 二 確認事業者の業務に関する経過及び現状
- 三 確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状（対象債権の内容及び原因並びに当該対象債権を有する対象債権者の氏名又は名称を含む。）
- 四 対象債権が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産
- 五 確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み（資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に関する事項を含む。）
- 六 確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項（当該確認事業者に係る**従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるものを含む。**）
- 七 その他経済産業省令で定める事項

【省令において規定】

- ①合併、会社分割、事業譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止が見込まれる旨を含む場合、
 - ・**労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（権利変更議案を決議するための対象債権者集会の日までの間に限る。）**
 - ・確認事業者から労働組合等に対する**通知の年月日、内容**並びに当該**通知の対象となる労働組合等の名称又は氏名**
- ②早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に伴う確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込み

【省令において規定】

- ①対象債権者集会における議決権行使の額
- ②自己資本の充実のための措置
- ③（資金の調達を行う場合）**調達方法及び当該調達方法を選択した理由**
- ④（**本手続の外で、担保権によって保全される対象債権に関し、リスケ等の権利変更を行う場合**）当該権利の変更の内容又は見込まれる当該変更の内容及び担保権を有する債権者との協議の状況
- ⑤（**対象債権以外の社債に係る権利の変更を行う場合**）当該権利の変更の内容又は見込まれる当該変更の内容

指定確認調査機関の調査の内容（法第15条）

- 指定確認調査機関が確認事業者から提出された早期事業再生計画の内容を調査する際の基準は、省令に委任されているところ、基本的には**事業再生ADRにおける確認事項を踏まえつつ、下記のように省令において規定してはどうか。**
- 数値基準についてもこれまでの事業再生ADRの実務を踏まえ、**原則3年以内の債務超過解消及び黒字転換を求めてはどうか。**

【法において規定】



- 一 権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと
- 二 権利変更議案により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと
- 三 権利変更議案の内容が対象債権者の一般的利益に適合することであること
- 四 権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が、第14条第3項第3号から5号までに掲げる事項を踏まえて定められること

五 早期事業再生計画の内容が**経済産業省令で定める基準**に適合すること

- 六 第14条第4項の規定による評定の内容が同項の経済産業省令で定める基準に適合すること



【省令において規定】

- ①早期事業再生計画に**記載すべき事項（第14条第3項各号）**が記載されていること。
- ②早期事業再生計画が**遂行される見込みがないことが明らかでないこと。**
- ③法第14条第3項第5号に掲げる事項について、次の各号に掲げる要件を満たしていること
 - ・債務超過の状態にあるときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として**3年以内に債務超過の状態にないこと。**
 - ・経常損失が生じているときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として**3年以内に黒字**になること。
- ④対象債権者の議決権の額が法第19条の規定に適合することであること。
- ⑤**対象債権者及び指定確認調査機関に、少なくとも6月に1度、早期事業再生計画の進捗状況の報告を行うこと**とすること。

（権利変更議案に債務の減免を伴う場合）

- ①過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること
- ②債務減免等の対象となる対象債権者が、2以上の金融機関等又は1以上の政府関係金融機関等であること
- ③株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。
- ④役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。

指定確認調査機関による調査内容、事業再生ADRの認証紛争解決事業者の確認内容の比較①

- 事業再生ADRにおいては債務減免を伴う場合のみに求められる要件が設定されているが、本手続においては手続の適切さの確保が一層求められる。このため、**事業再生ADRにおける債務減免の場合の要件も、本手続においては原則全ての場合において求めることとしてはどうか。**ただし、**再生計画の公表、特定調停又は法的整理への移行等**については、手続の性質等を踏まえ**求めないこととしてはどうか。**

※**ピンクセル**が債務減免を伴う場合にのみ求められる

基準	事業再生ADR (経済産業省関係産競法施行規則28条及び29条、同規則29条2項告示)	早期事業再生法 (法15条及び省令)
数値要件 (BS/PLに係る数値要件)	<ul style="list-style-type: none"> 債務超過の状態にあるときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に債務超過の状態ないこと（規則28・2・一） 経常損失が生じているときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に黒字になること（規則28・2・二） 	<ul style="list-style-type: none"> 債務超過の状態にあるときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に債務超過の状態ないこと 経常損失（※）が生じているときは、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として三年以内に黒字になること (※) 国際会計基準等の他の会計基準において算出されるこれに相当するものも含む。
資産評定基準	経済産業大臣が定める基準により評定され、当該評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること（規則29・1・一及び資産評定告示）	経済産業省令で定める基準に従い評定されていること（法14・4、15・1・六） ※省令又は運用において貸借対照表の作成を明確化
債務免除金額	貸借対照表における資産及び負債の価額並びに事業再生計画における収益及び費用の見込み等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること（規則29・1・二）	資産及び負債の状況、収支の見込み等を踏まえて権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が定められていること（法15・1・四）
株主責任	株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること（規則29・1・三）	株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること
経営責任	役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること（規則29・1・四）	役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること

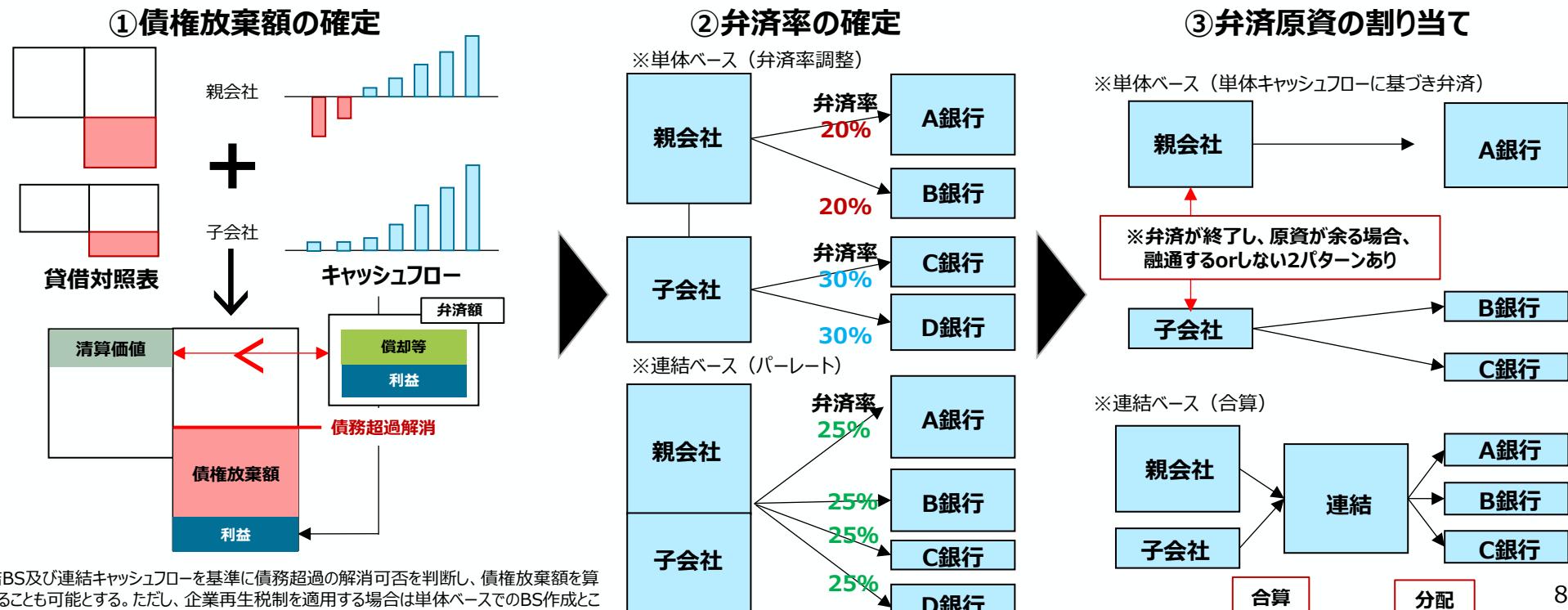
指定確認調査機関による調査内容、事業再生ADRの認証紛争解決事業者の確認内容の比較②

※ピンクセルが債務減免を伴う場合にのみ求められる

基準	事業再生ADR (経済産業省関係産競法施行規則第28条及び第29条、産競法第29条第2項告示)	早期事業再生法 (法第15条及び省令)
清算価値保障	債権額の回収の見込みが、破産手続による債権額の回収の見込みよりも大きいこと等、債権者にとっても経済的合理性が期待できること（告示二・(ii)・①）	権利変更議案の内容が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること（法3・1・四）
債務者の自助努力	過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること（告示二・(ii)・②）	過剰設備又は遊休資産の処分、不採算部門の整理又は撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること
実行可能性	実行可能性があること（告示二・(ii)・③）	・権利変更後の債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと（法15・1・二） ・早期事業再生計画が遂行される見込みが明らかでないこと
全員合意	債権者全員の合意を得られる見込みがあること（告示二・(ii)・④）	－
債権者の数	事業再生計画案に係る債務免除等が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等により行われることとされていること（告示二・(2)）	債務減免等の対象となる対象債権者が、二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等であること
事業再生計画の公表	事業再生計画について、債務者により公表を行うこと。ただし、公表により事業再生に著しい支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない。（告示二・(3)・(i)）	－ ※再生実務においては上場会社の場合には適時開示等で必要な公表がなされており、逆にその他の場合については公表が行われることは少ないため不要とする。
事業再生計画の進捗報告	債権者及び認証紛争解決事業者に対し、少なくとも6月に1度、事業再生計画の進捗状況の報告を行うこと（告示二・(3)・(ii)）	対象債権者及び指定確認調査機関に、少なくとも6月に1度、早期事業再生計画の進捗状況の報告を行うこと
特定調停又は法的整理への移行	以下の場合に特定調停又は法的整理に移行することとされていること。 <ul style="list-style-type: none">省令第二十二条第二項第四号又は第二十七条の期日までに、事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができない場合（告示二・(4)・(i)）債権者全員の合意を得た事業再生計画に基づいて債務を弁済することができない場合（債権者全員の合意により事業再生計画案を変更する場合を除く。）（告示二・(4)・(ii)）	－ ※事業再生ADRでは「債権者全員の合意により事業再生計画案を変更する場合」の例外規定を設けているところ、早期事業再生法では多数決を前提としており、かかる例外による手当てが困難である。また、本制度は、法的整理での「経済的に窮境にある」状態の前段階を対象としており、必ずしも法的整理手続の開始要件に該当するとはいえない場合もあると考えられる。このため、不要とする。
法令への適合	-	・権利変更議案の内容が法令に違反しないこと（法15・1・一）

連結・単体の整理

- 同一グループの複数社が手続を行う場合、連結でみるべきか・単体でみるべきか、という論点が生じる。この論点は、①債権放棄等の金融支援額の確定、②弁済の配分率の確定、③弁済原資の割り当て、の3段階で論点となり得る。早期事業再生法の実施主体は単体ベースであることから、清算価値保障は単体ごとに担保され、グループ複数社が手続を行う場合でも、議決は単体ごとに実施されることが整合的であり、この旨明確化してはどうか。
- もっとも、単体ベースの清算価値保障に適合する限り、事業が一体不可分である場合等の事情を考慮し、いずれの場合に連結・単体の考え方をとるかは選択することは許容され得るのではないか（＝連結・単体いずれの場合も結局は事業を連結と考えるか単体と考えるかという論点であって、①は法第15条第1項第4号の権利変更の設定に準拠しており、②③は法第13条の平等を逸脱しないという整理）。ただし、企業再生税制（債務免除益への損金算入等）を適用する場合は単体ベースでのBS作成とこれに基づく債権放棄額の算出が必要。



0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

指定確認調査機関の調査から対象債権者集会までの流れについて (法第16条～第25条)

- 確認事業者は、指定確認調査機関の調査結果の報告を受けた後、遅滞なく対象債権者集会を招集する必要がある。**対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の2週間前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、その通知を発しなければならないこととしてはどうか。**
- 招集時に定め、**通知すべき事項**としては法第16条第3項で求められている事項のほか、**以下を追加で求めてはどうか**。加えて、招集時に対象債権者に対して交付される**議決権行使書面に記載すべき事項**としては、**以下を求めてはどうか**。
- さらに、対象債権者は議決権の不統一行使を行う場合には、確認事業者に対してその旨及びその理由を通知しなければならないとされているところ、**当該通知の期限は対象債権者集会の7日前までとしてはどうか**。

指定確認調査機関の調査から対象債権者集会までの流れ

指定確認調査機関から調査結果を報告 (法第15条第4項)

第2回対象債権者会議を開催

対象債権者集会を招集 (法第16条)

※集会の少なくとも2週間前までに通知を発しなければならない。

少なくとも2週間以上

※議決権の不統一行使を行う場合には、**対象債権者集会の7日前までに通知**

対象債権者集会において権利変更議案を決議 (法第20条)

対象債権者集会招集時に定め、通知する事項

【法において規定】

- ① 対象債権者集会の日時
- ② 対象債権者集会の目的である事項
- ③ 対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

【省令において規定】

- ① 書面・電磁的方法による議決権行使の期限 (例: 集会の数日前まで等)
- ② 対象債権者が書面や電磁的方法により重複して議決権行使した場合における取扱い 等

【省令において規定】議決権行使書面に記載すべき事項

- ① 権利変更議案についての同意の有無を記載する欄
- ② 議決権の行使の期限
- ③ 対象債権者の氏名又は名称及び当該対象債権者について議決権の額

0.中間整理に至る経緯

1.手続に関与する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

議決権の額の評価時点 (法第19条第1項第3号)

- 権利変更の対象となる債権のうち、以下についての議決権の額は「**経済産業省令で定める時における評価額**」と規定されている。
 - イ 法第3条第1項の確認後に期限が到来すべき**不確定期限付債権**で無利息のもの
 - 金額又は存続期間が**不確定**である定期金債権
 - ハ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を**外国の通貨**をもって定めたもの
- この点、対象債権の該当性の基準時は「確認の時」と規定されていることから（法第2条第3項柱書）、イ～ホの債権の**評価時点**は「**法第3条の確認時**」としてはどうか。

【法において規定】

対象債権者は、次の各号に掲げる対象債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、対象債権者集会における議決権を有する。

三 次に掲げる債権 **経済産業省令で定める時**における評価額

- イ 第三条第一項の確認後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの
- 金額又は存続期間が不確定である定期金債権
- ハ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの

二 条件付債権

ホ 確認事業者に対して行うことがある将来の請求権

【省令において規定】

法第3条の確認時

議決権の額の評価方法 (法第19条第1項第3号)

- さらに、議決権の額の具体的な評価方法について、Q&Aにおいて下記を示してはどうか。

【Q&Aにおいて明確化】

①債権発生や条件成就等が確定していない債権

以下の債権については、原則として*議決権はゼロとする。他方、債権の発生・条件の成就等が確定している場合については、債権額を議決権額とする。

- (a) 確認時に発生が確定していない将来の請求権
- (b) 確認時に条件成就が確定していない条件付債権
- (c) 確認時に弁済期の到来が確定していない不確定期限付債権

理由は以下のとおり。

- 民事再生手続においては、再生債権に争いがある場合、議決権額は裁判所が定める額となる（民事再生法第170条第2項第3号、第171条第1項第2号参照）。
- 他方、本制度では、対象債権者からの異議の申立てや、第三者によって議決権額が定められる手続は予定されていない。そのため、基準額はできる限り明確に定まることとしておく必要がある。

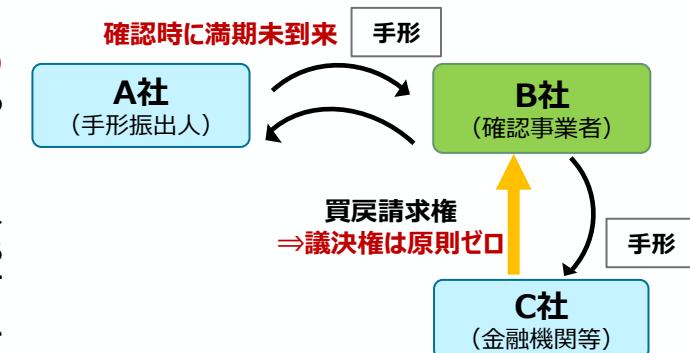
※ 法第3条の確認時では停止条件成就等が確定していなかったものの、その後対象債権者集会の時までに停止条件成就等が確定した場合には、例外的に議決権を全額認める取扱いが考えられる。

- なお、連帯保証債務については、債権者は、主債務者と連帯保証人のいずれに対しても、それぞれ全額権利行使をることができる（連帯債務等の全部義務者も同様）。そのため、親会社（B社/子会社の債務を保証）、子会社（A社/主債務者）が両方早期事業再生手続を利用する場合、親会社に対する保証債務履行請求権と子会社における主たる債権を別途計上し、それぞれ満額の議決権を行使することとなる。

②外貨建ての債権の扱い

基準日が法第3条の確認時であることから、法第3条の確認の日の為替レートにて議決権を算定する。

確認時に発生が確定していない将来の請求権
例：満期未到来の手形買戻請求権（イメージ図）



0.中間整理に至る経緯

1.手続に関する主体について

- ①申請主体となる事業者
- ②対象債権者（金融機関等、貸付債権等の範囲）
- ③指定確認調査機関

2.早期事業再生法の手続について

- ①手続開始時の確認
- ②一時停止要請
- ③弁済禁止とその例外
- ④対象債権者会議
- ⑤従業員から協力を得るための措置
- ⑥資産評定
- ⑦権利変更議案・早期事業再生計画
- ⑧対象債権者集会までの手続
- ⑨議決権の額の算定

3.早期事業再生法における特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

社債・プレDIPファイナンスの事業再生/継続上の不可欠性の確認要件（法第67条及び第69条）

- 会社法に基づく社債権者集会決議に対する裁判所認可の蓋然性向上のための**償還すべき社債の金額の減額に係る省令の基準**については、これまでの実務を踏まえ、**事業再生ADRと同じ内容としてはどうか**。
- 法的整理に移行した場合の裁判所の他の再生債権・更生債権に対する優先性の判断にあたっての予見性向上に資する、**プレDIPファイナンスに係る省令の基準**についても、基本的には**事業再生ADRと同じ内容としてはどうか**。
- ただし、**弁済時期に係る要件**（資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以外に到来すること）については不要としてはどうか（次頁参照）。

【法において規定】償還すべき社債の金額の減額

- ・**確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準**

【省令において規定】

- ①当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求める**確認事業者の事業再生のために合理的に必要となる**償還すべき社債の金額についての減額を行うものであること。
- ②当該減額に係る確認を求める事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

【法において規定】資金の借入れ

- ・**当該確認事業者の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準**

【省令において規定】

資金の借入れが、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間（早期事業再生計画に、第14条第3項第5号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）における**事業者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるもの**であることとする。



プレDIPファイナンスの優先性確認の要件 (弁済期、コミットメントラインの終期) (法第69条)

- 事業再生ADRの実務上、優先性の確認対象となっている、「弁済期が債権者全員の合意の成立（＝効力発生）が見込まれる日以後である場合」（ケース1）と「コミットメントライン付又は当座貸越の終期が効力発生見込み日以後である場合」（ケース3）に加え、**弁済期が効力発生見込み日以前の場合**（ケース2）、コミットメントライン等の**終期が効力発生見込み日以前**の場合（ケース4）も**早期事業再生法におけるプレDIPファイナンスの優先性の確認対象**としてはどうか。理由としては、以下の点から**プレDIPファイナンスの実行可能性が高まり**、結果として**債務者の資金繰りに寄与する**と考えられるため。
 - 融資開始時点から**効力発生見込み日までの期間の確認事業者の資金繰りを見通せない**こともあります、特に取引のない先に対してプレDIPファイナンスを行う場合には、効力発生見込み日までの与信のハードルが上がることがあること
 - ①の理由から優先性確認は必須と考えられる一方で、効力発生見込み日までの期間の与信が難しい場合に、これが確認の要件とされる場合、**プレDIPファイナンスの供与を受けられない場合が生じ得ること**

